

誘導灯及び誘導標識の設置基準の運用等について

平成16年3月16日

一部改正平成19年3月1日

一部改正令和5年12月21日

一部改正令和7年 1月15日

誘導灯及び誘導標識に係る技術基準については、消防法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第42号。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成11年自治省令第5号。）、誘導灯及び誘導標識の基準の全部を改正する件（平成11年消防庁告示第2号。以下「誘導灯告示」という。）により全面的な改正が行われ、これらによる改正後の技術基準（以下「新基準」という。）は平成11年10月1日から施行されたところである。これらを踏まえ平成12年3月31日予防課長発文書にて運用いただいておりますが、下呂市消防本部発文書として新たに発送いたします。

記

1. 政省令改正関係

- (1) 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分は、防火対象物の最終避難口を容易に見通しできる場合に限られていたが、階ごとに直通階段への出入り口が見とおしできる場合も含めることとしたこと。
- (2) 誘導灯の区分が、明るさや表示面の縦寸法によりA級、B級及びC級とされ、高輝度誘導灯もこれらの区分に取り入れられたことから、高輝度誘導灯の基準が削除されたこと。
- (3) 消灯基準の拡大により、減光形誘導灯の基準が削除されたこと。
- (4) 大規模建築物等の主要な避難経路となる部分に設置する誘導灯の非常電源は60分間作動できる容量以上とされたことから、同内容が追加されたこと。

2. 当消防本部の運用関係

- (1) 省令第28条の3第3項第1号ハの出入口のうち、避難口誘導灯の設置を要しないとされている居室について、誘導灯告示により明確化されたが、当消防本部においては従来から運用している基準について、政令第32条を適用することにより、誘導灯の設置を要しないことができるものとする。
- (2) 省令第28条の3第3項第1号ニの場所のうち、自動火災報知設備の感知器作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ当該誘導標識を識別することができる照度が確保できるように非常用の照明装置が設けられている場合には、避難口誘導灯の設置を要しないこととされた。このため、当該誘導標識が設けられた防火戸から誘導標識の有効範囲内となる部分については、通路誘導灯の設置を要しないことができることとしたこと。

- (3) 省令第28の3第4項第2号ただし書きにより消灯する誘導灯は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯することとされているが、自動火災報知設備を設置していない防火対象物にあっては、平成9年3月14日事務連絡により、従前と同様に消灯できるものであること。
- (4) 増築等に伴い改正規則附則第3項及び誘導灯告示第2項の規定による経過措置が適用外となる既存の防火対象物又はその部分において、旧基準による設置・維持を引き続き認めることの可否については、誘導灯及び誘導標識の避難上の有効性を勘案のうえ、政令第32条を適用してさしつかえないこと。

3. 運用上の留意事項

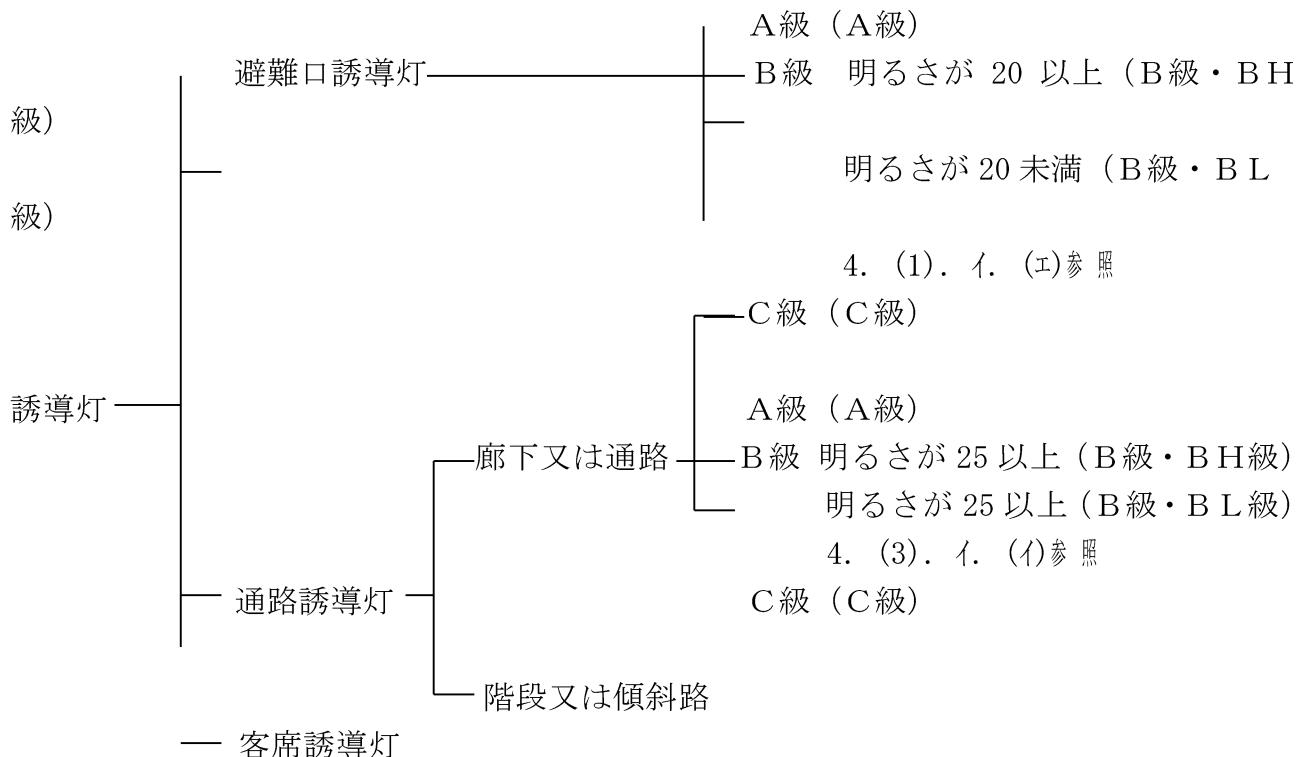
- (1) 従前の基準により設置されているもので、新基準に適合しないものについては、従前の例によること。
- (2) 誘導灯の設置間隔については、各誘導灯の区分ごとに指定された距離、表示面の縦寸法により算定する距離及び誘導灯の見とおしができない建築構造に対する距離による設置方法があるので、審査・検査時に留意すること。
- (3) 省令第28条の2第2項の通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分について避難階の歩行距離は40メートル以下とされているが、同条第3項の誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の歩行距離は30メートル以下とされていることから、通路誘導灯の設置を要しない部分であっても誘導標識の設置が必要となることがあるので審査・検査時に留意すること。
- (4) 誘導灯の設置位置について、床面等からの高さや壁体から表示面までの距離を定めていた規則が削除されたが、避難上有効に設置するため、床面から2.5メートル以下の位置に設置するよう指導すること。
- (5) 直通階段の附室内への出入口が2箇所以上あり、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。

誘導灯及び誘導標識の設置基準

凡例	
無印	・・・・法令基準
★	・・・・法令基準+指導基準
◆	・・・・指導基準

1 用語の定義

- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯がある。



注：（ ）内は誘導灯に表示される型式を示す。

誘導灯の区分による種類

- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (4) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (5) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (6) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (7) 居室とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室これ

らに相当する室をいう。

- (8) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (9) 避難口とは、省令第28条の3第3項第1号に定める出入口及び場所をいう。
- (10) 容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は避難経路を含めて視認できること。

(図-1 参照)

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとみなす。(図-2 参照)

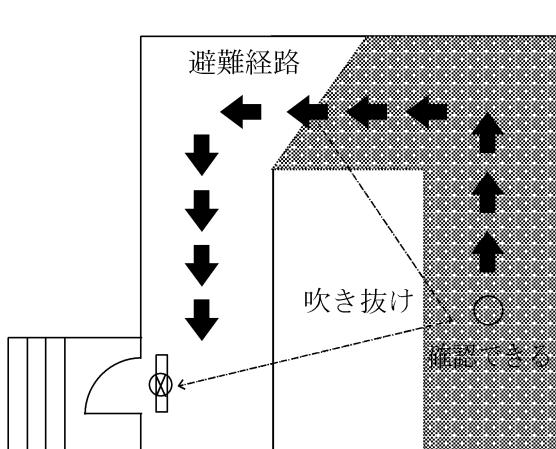


図 1 ア 吹き抜け等がある場合

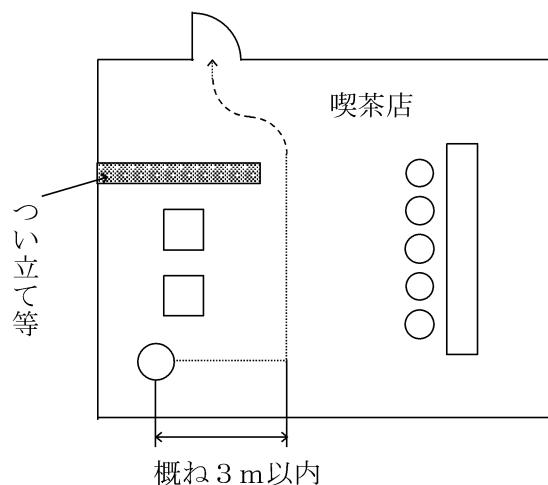


図 2 イ 死角がある場合

死角や吹き抜け等がある場合の例

- (11) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (12) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。

2 構造及び性能

- (1) 誘導灯の区分（省令第28条の3第1項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示灯の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。）を有するものとしなければならない。

区分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口 誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路 誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

(2) 誘導灯の有効範囲に係る性能（省令第28条の3第2項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離がア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする。（図-3参照）

ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする。（図-4参照）

ア 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

区分			距離（メートル）
避 難 口 誘 導 灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級		15
通 路 誘 導 灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

注：表示面の縦寸法がA級は0.4m. B級は0.2m. C級は0.1mのものを基本とする

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k \cdot h$$

Dは、歩行距離（単位：メートル）

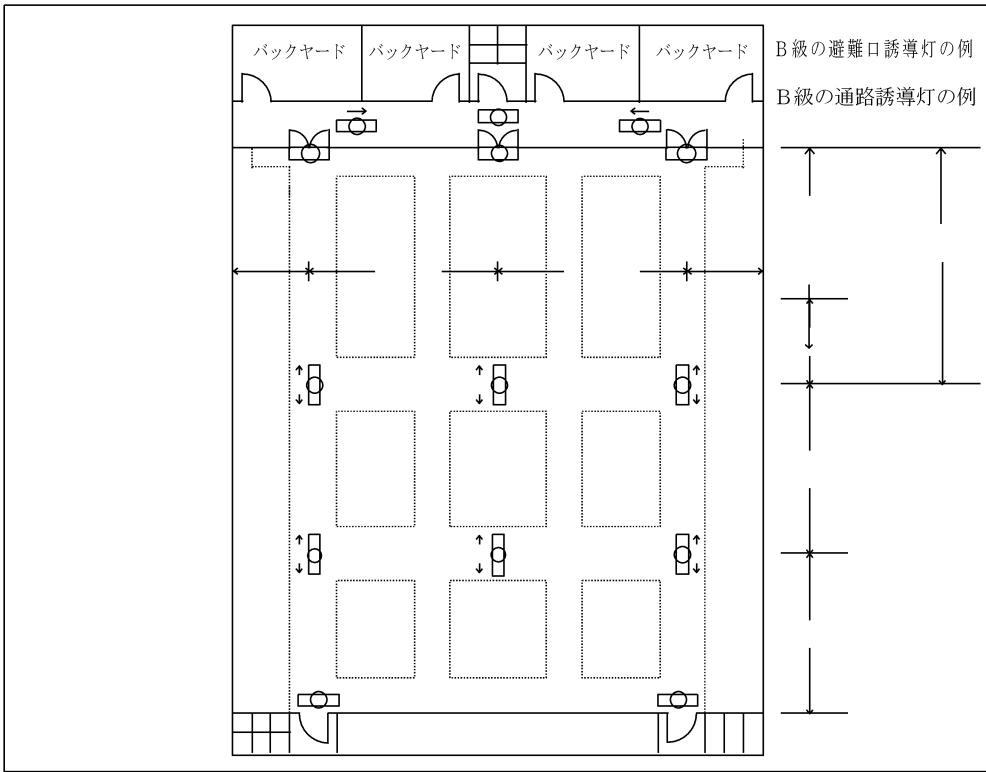
hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表面積の縦寸法（単位：メートル）

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

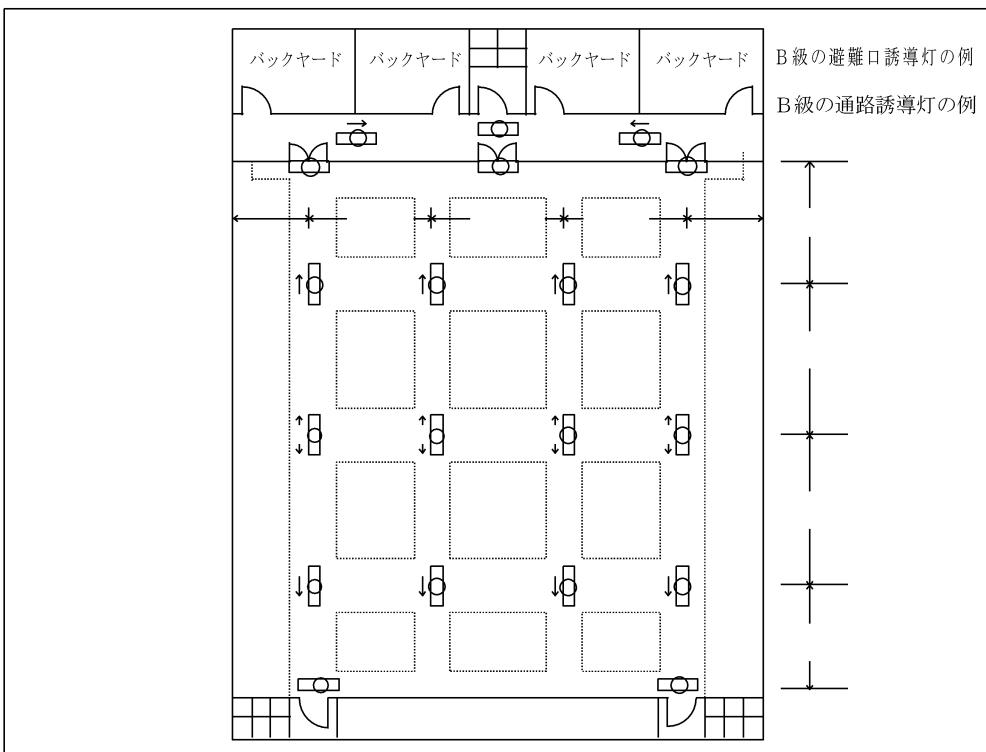
区分		kの値
避難口 誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

注：この式を適用するものは、「A級」「B級」「C級」に適合するものであつて、表示面の縦寸法がA級は0.4m. B級は0.2m. C級は0.1m以外の場合とする。

例：避難口B級で縦寸法が0.3mのもの $D = k \cdot h = 150 \times 0.3 = 45m$



図－3 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の設置例



図－4 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の設置例

(3) 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、省令第28条の3第1項、同第2項、誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年3月消防庁告示第2号）によるほか、蓄光式誘導標識にあっては、別記1に定める蓄光式誘導標識の基準によること。

★

3 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が20m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。

(図-5参照)

(注) 地階であっても避難階の場合は該当する。（以下同じ）

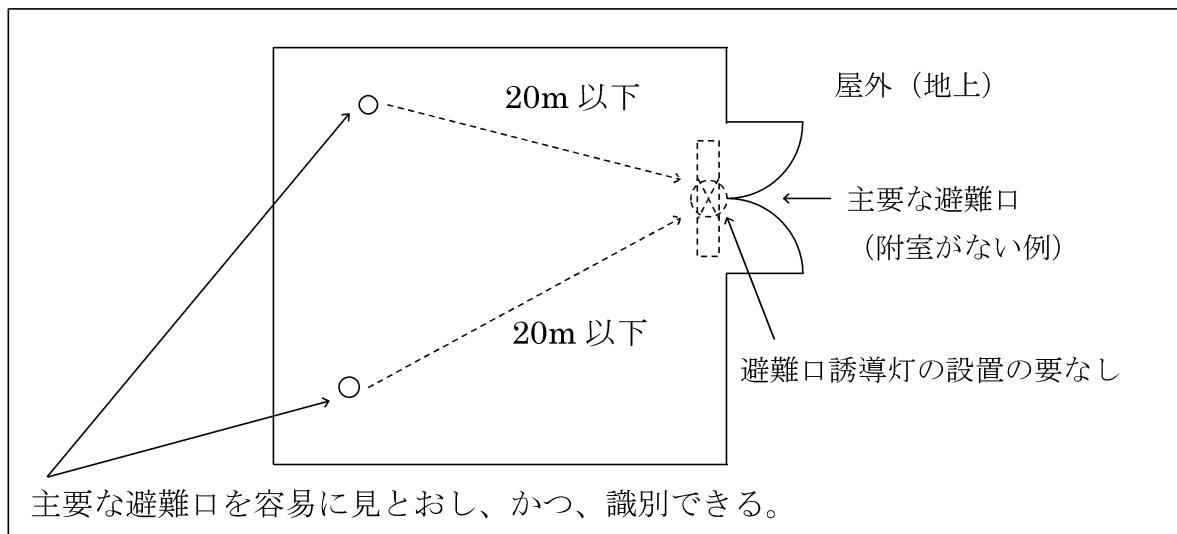


図-5 避難口誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が10m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。

(図-6参照)

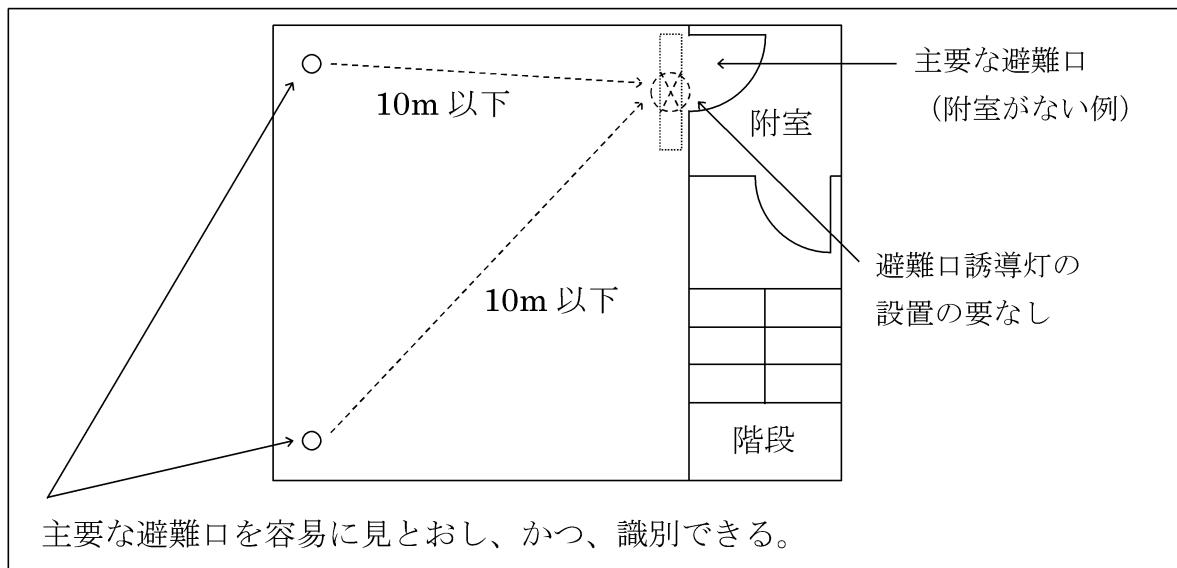
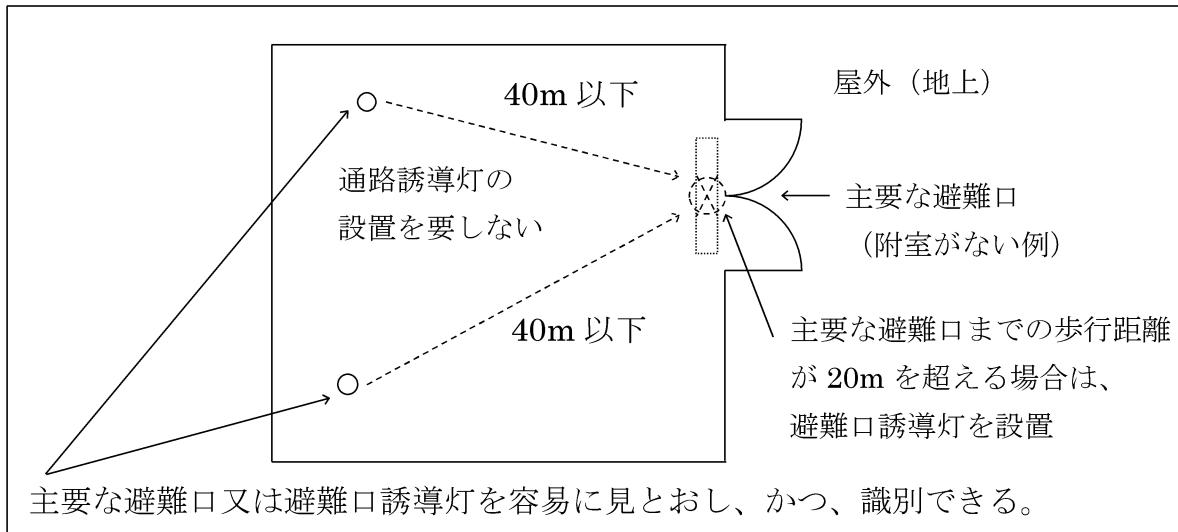


図-6 避難口誘導灯の設置緩和例

(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

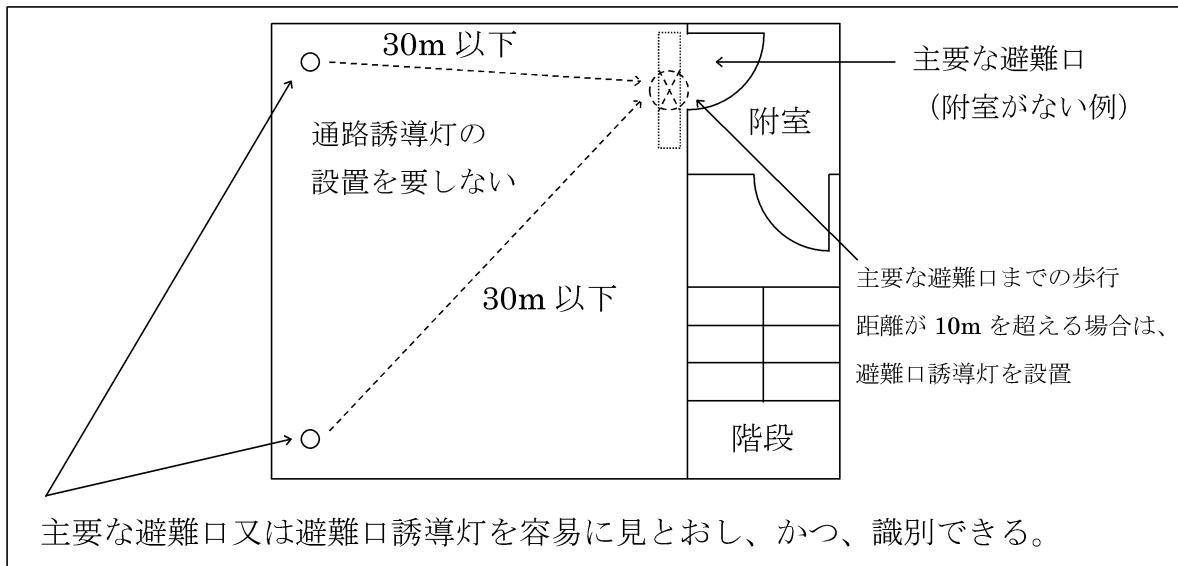
政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（図－7参照）



図－7 通路誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口誘導灯に至る歩行距離が30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（図－8参照）



図－8 通路誘導灯の設置緩和例

ウ 階段又は傾斜路に設けるもの

政令別表第1(1)項から(16の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明がつけられているものは、通路誘導灯の設置を要しない。

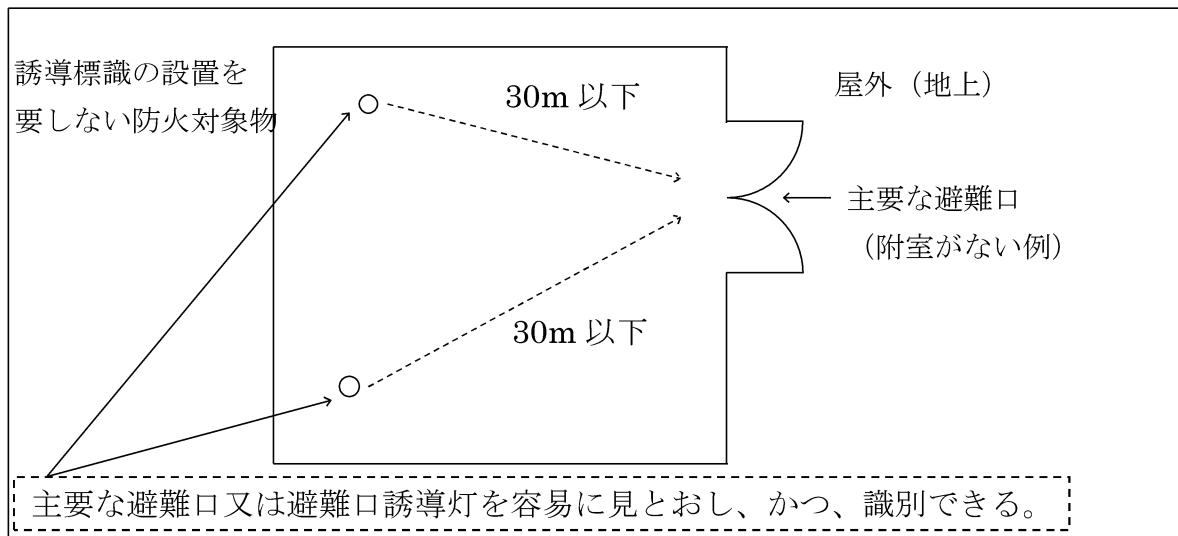
(3) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28の3第3項第1号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは誘導標識の設置を要しない。

なお、避難階であっては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である。

（図－9 参照）



図－9 誘導標識の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

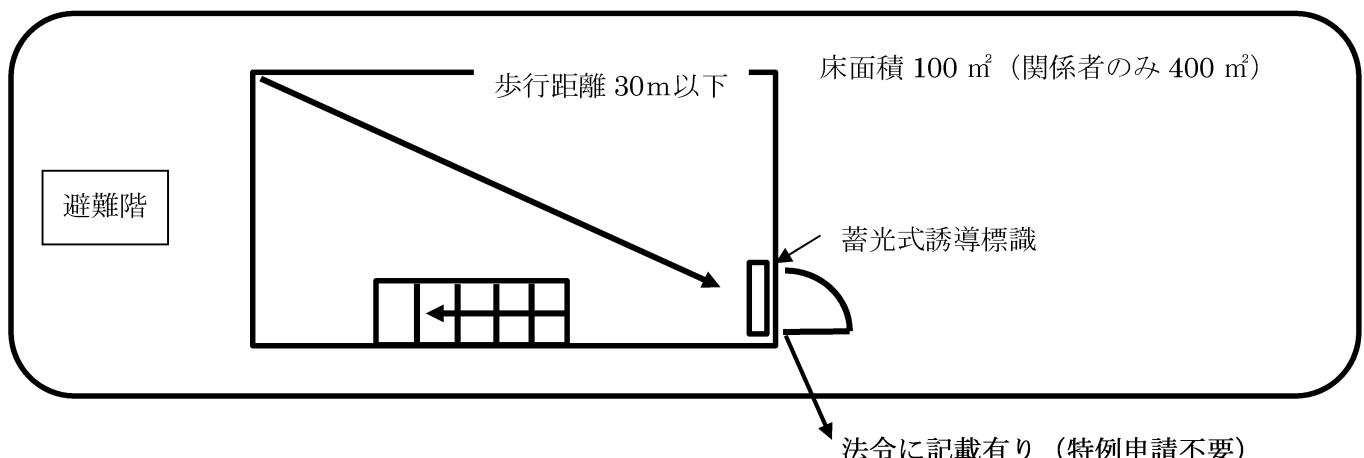
政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28の3第3項第1号ロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口誘導灯に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

【避難口誘導灯の免除】

ア 避難階の場合

床面積 100 m^2 (主として防火管理者の関係者に雇用されているものの使用に供するものにあっては 400 m^2) 以下で出入口が容易に見通せる場合、かつ歩行距離 30m 以下の場合は、誘導灯を蓄光式誘導標識とすることができます。消防施行規則 28 条の 2 第 3 項

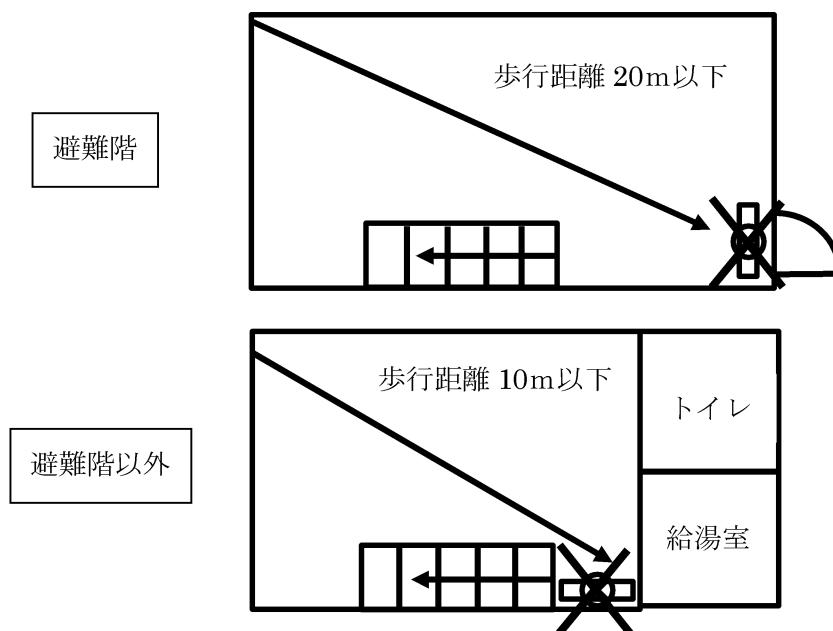
※令 3 2 条特例承認申請書提出不要



イ 小規模物件の場合

消火器設置義務が生じない小規模物件で無窓階となる場合、当該階の床面積が 50 m^2 未満であり、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては 20m 以下、避難階以外の階にあっては 10m 以下であるもの。ただし、連続居室の場合を除く

※令 3 2 条特例承認申請書の提出が必要



4 設置要領等

(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる避難口に設置すること。

- a 屋内から直接地上に通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
(図-10参照)

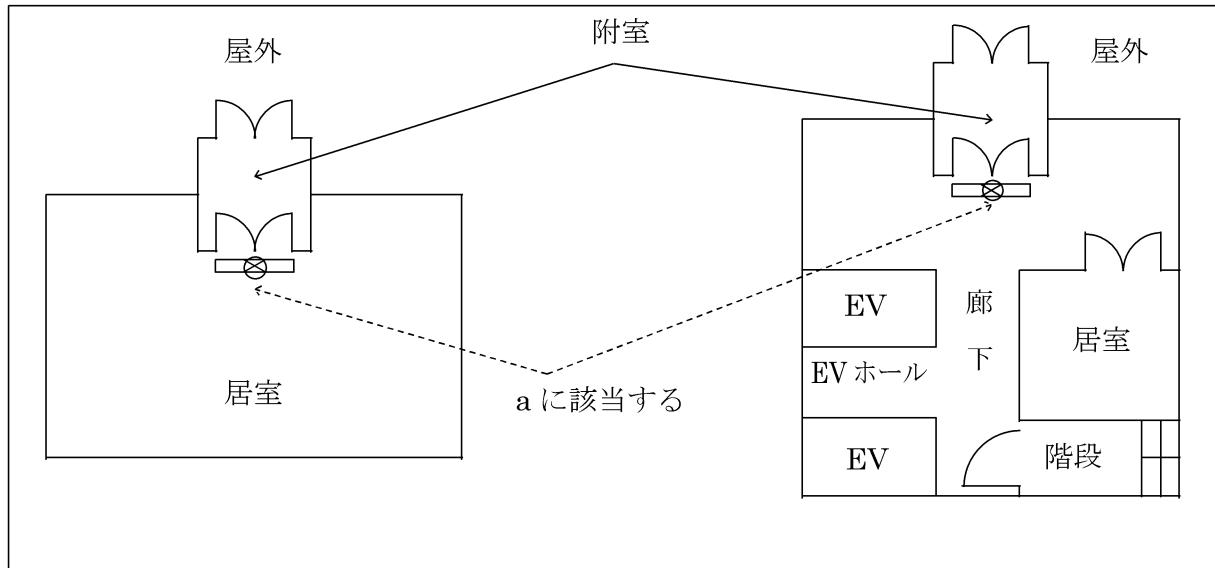


図-10 屋内から直接地上へ通ずる出入口の例

- b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
(図-11参照)

なお、附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識を設置すること。★

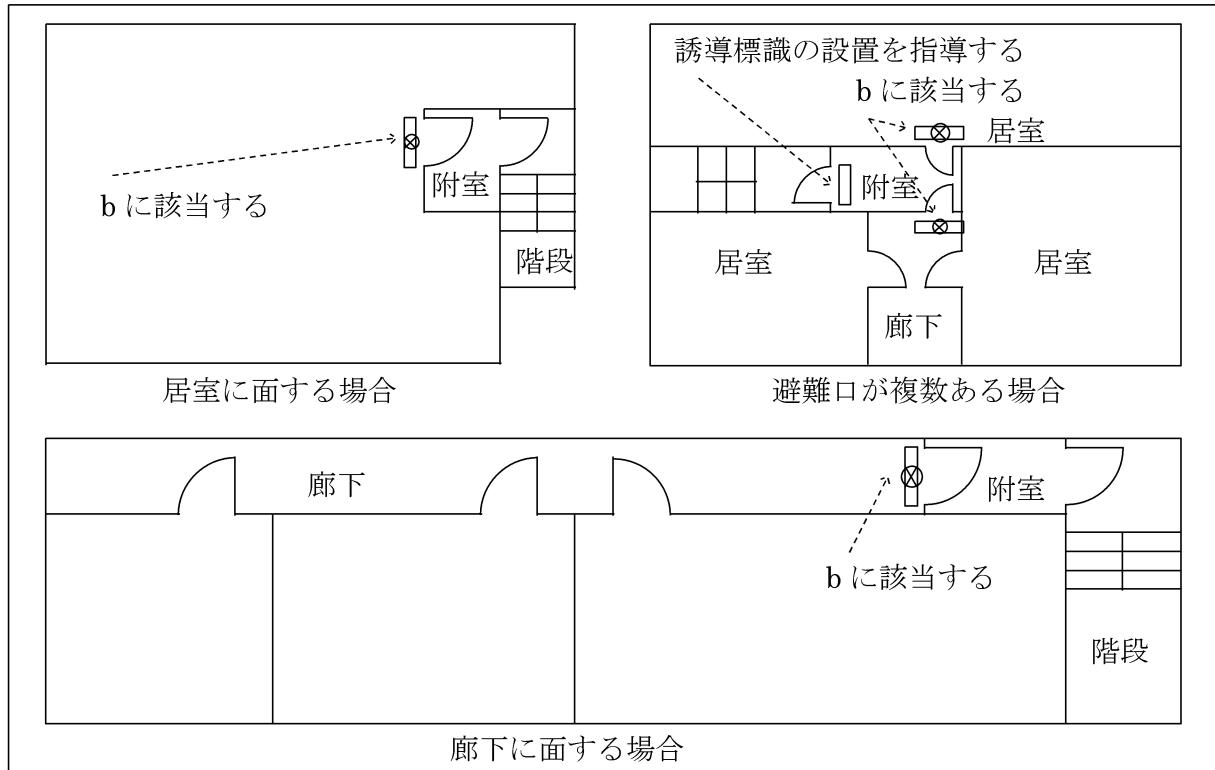


図-11 直通階段の出入口の例

c a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が 100 m^2 （主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、 400 m^2 ）以下であるものを除く。）
 (図-1-2 参照)

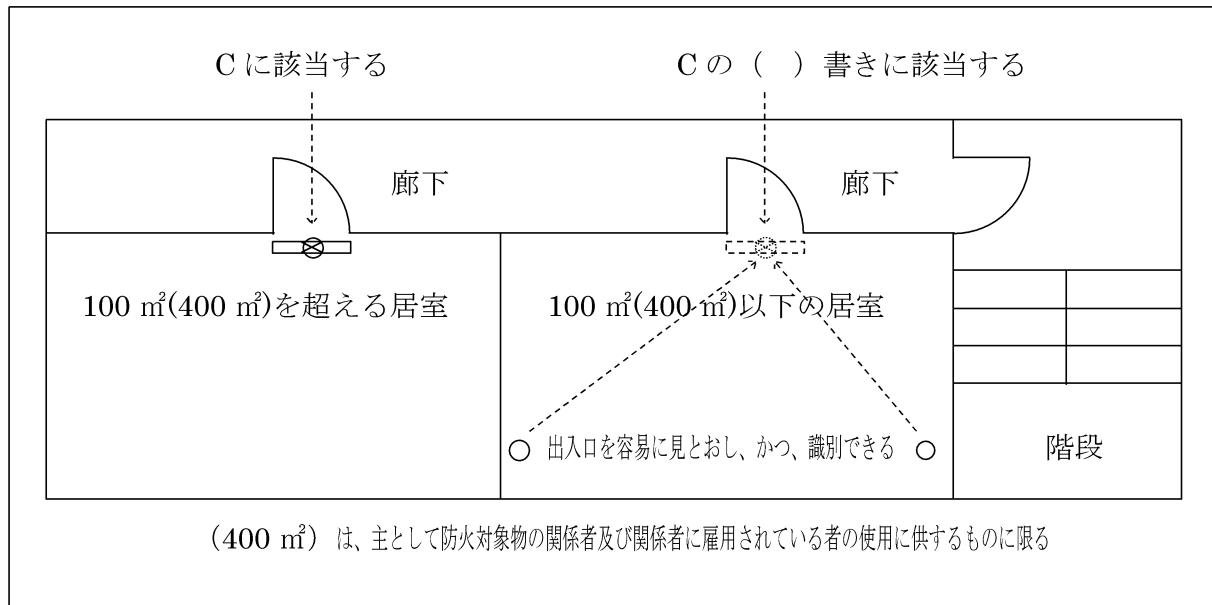


図-1-2 居室から廊下への出入口の例

d a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）
 (図-1-3 参照)

なお、誘導標識から 7.5m 以内については通路誘導灯の設置を要しない。

(規則第28条の3第5項参照)

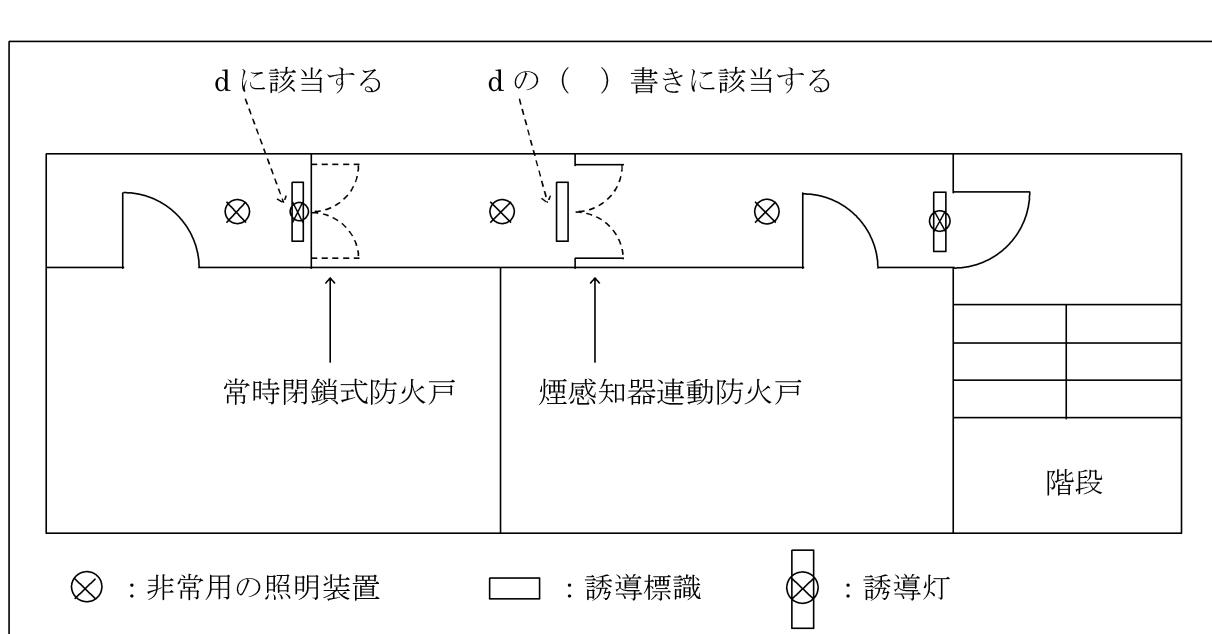


図-1-3 廊下の途中にある防火戸の例

e 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）◆ (図-14参照)

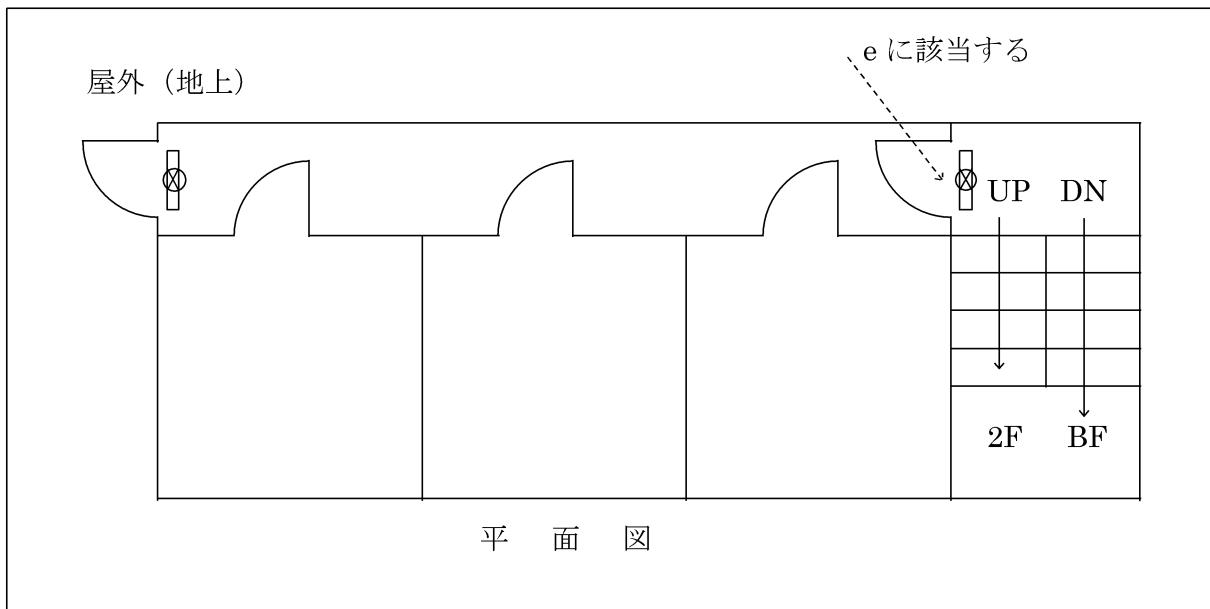


図-14 A 直通階段の階段室から避難階の廊下等に通ずる出入口の例

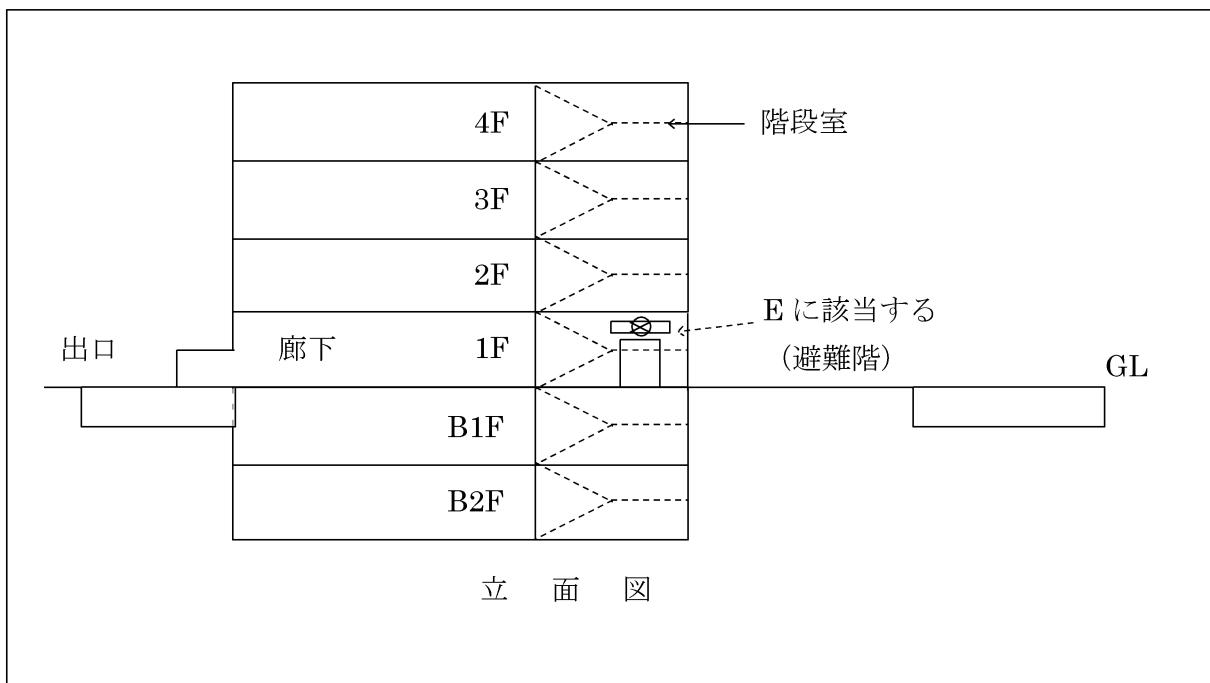
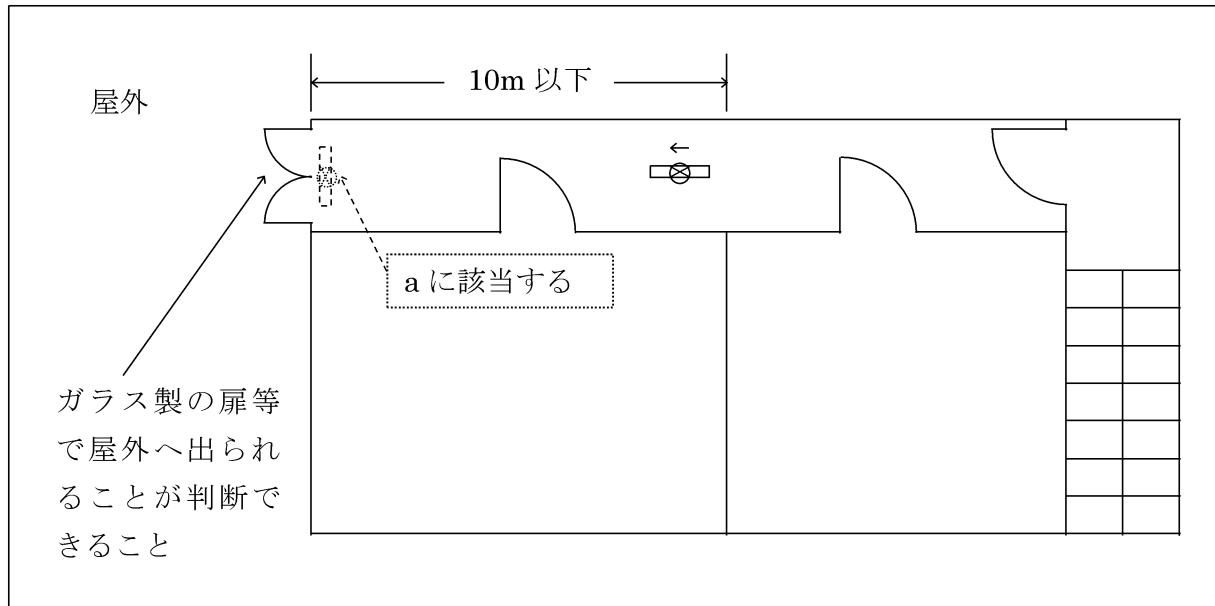


図-14 B 直通階段の階段室から避難階の廊下等に通ずる出入口の例

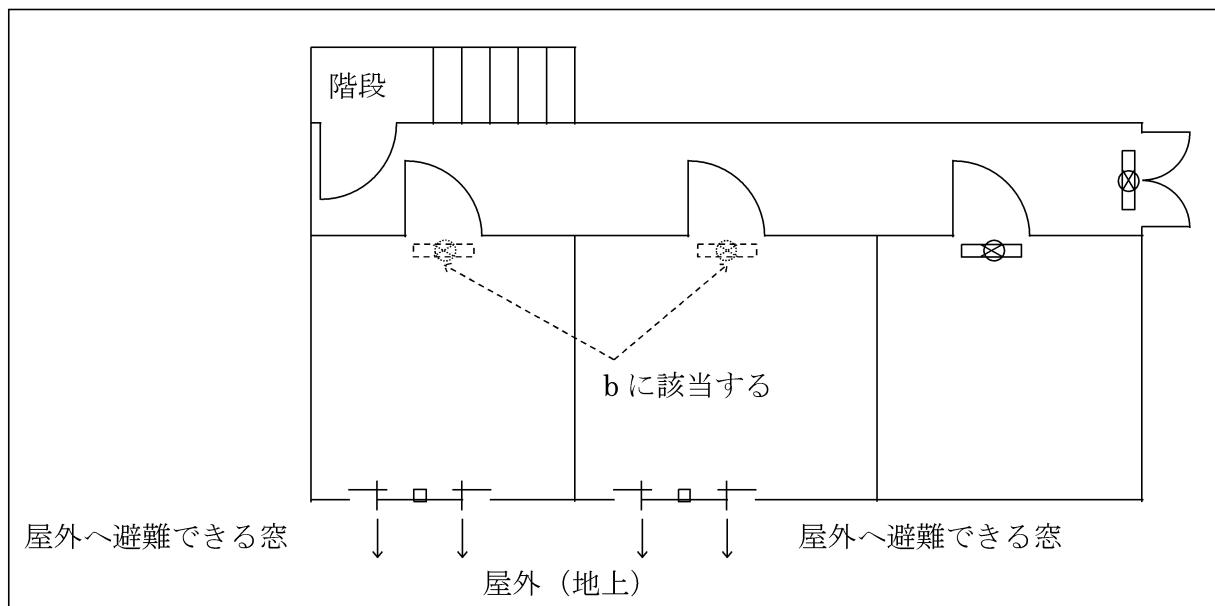
f 二酸化炭素消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができます。◆

- (イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。
- 容易に見とおし、かつ識別できる出入口のうち、10m以内にある通路誘導灯の位置から、直接地上に出られることが容易に判断できる最終避難口。ただし、次に掲げる防火対象物を除く。（図－15参照）
 - 政令別表第1(1)項及び(4)項で延べ面積が、1,000 m²以上の防火対象物
 - 政令別表第1(16)項のイの用途で、かつ、(1)項及び(4)項の用途に供する床面積の合計が1,000 m²以上の防火対象物



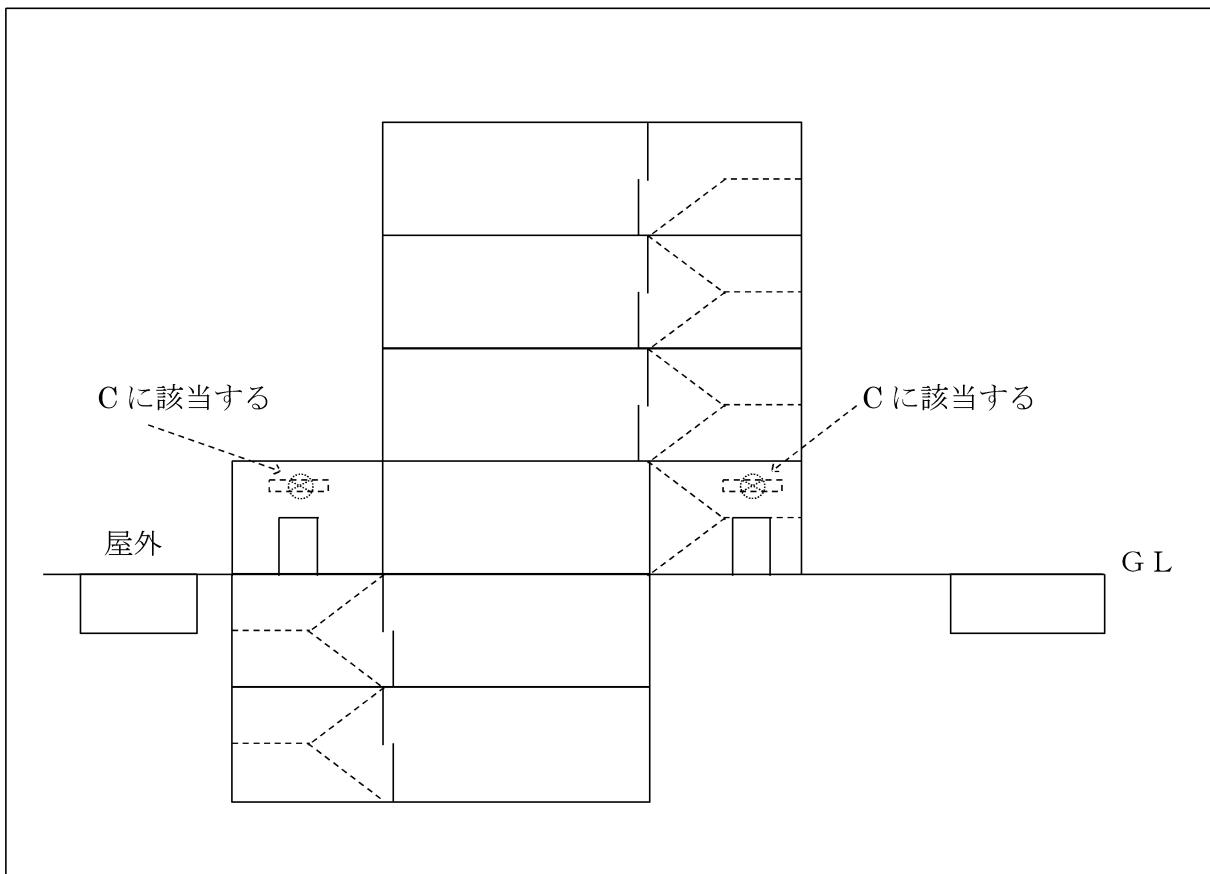
図－15 避難口誘導灯の設置緩和例

- b 防火対象物の避難階で居室の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（ただし、a (a)又は(b)に掲げる防火対象物は除く。）（図－16参照）



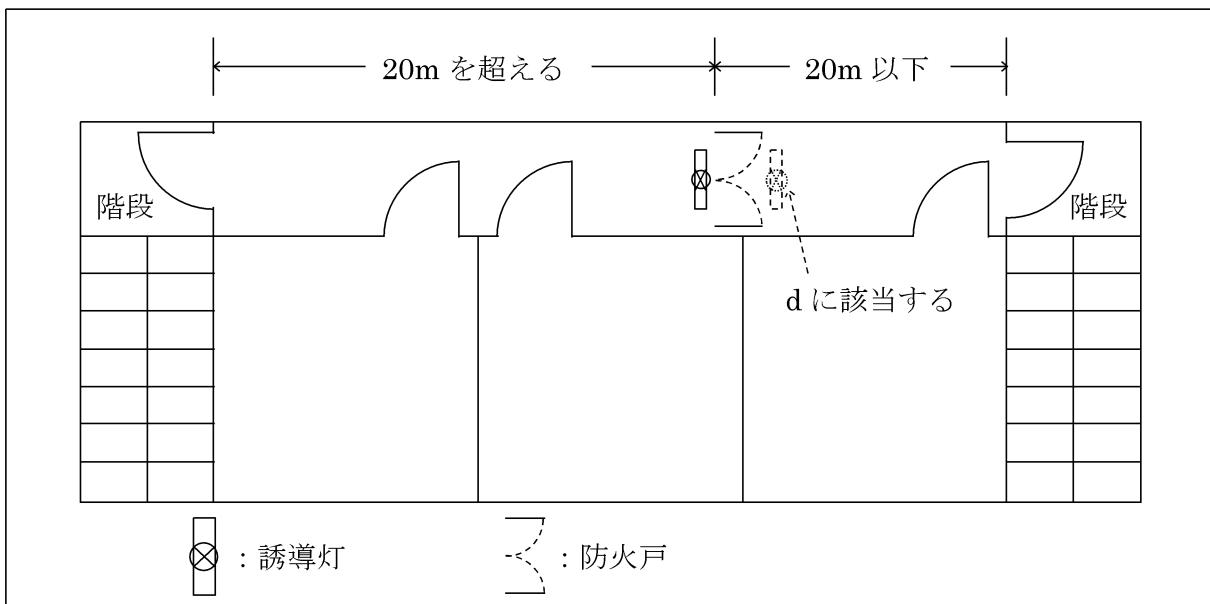
図－16 避難口誘導灯の緩和例

c 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合（図－17参照）



図－17 避難口誘導灯の緩和例

d 省令第28条の3第3項第1号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるものでその歩行距離が20m以下となる部分（図－18参照）



図－18

- e 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
- f 避難口が近接して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（他の避難口には、実態に合わせ蓄光式誘導標識を設置すること。）（図-19参照）

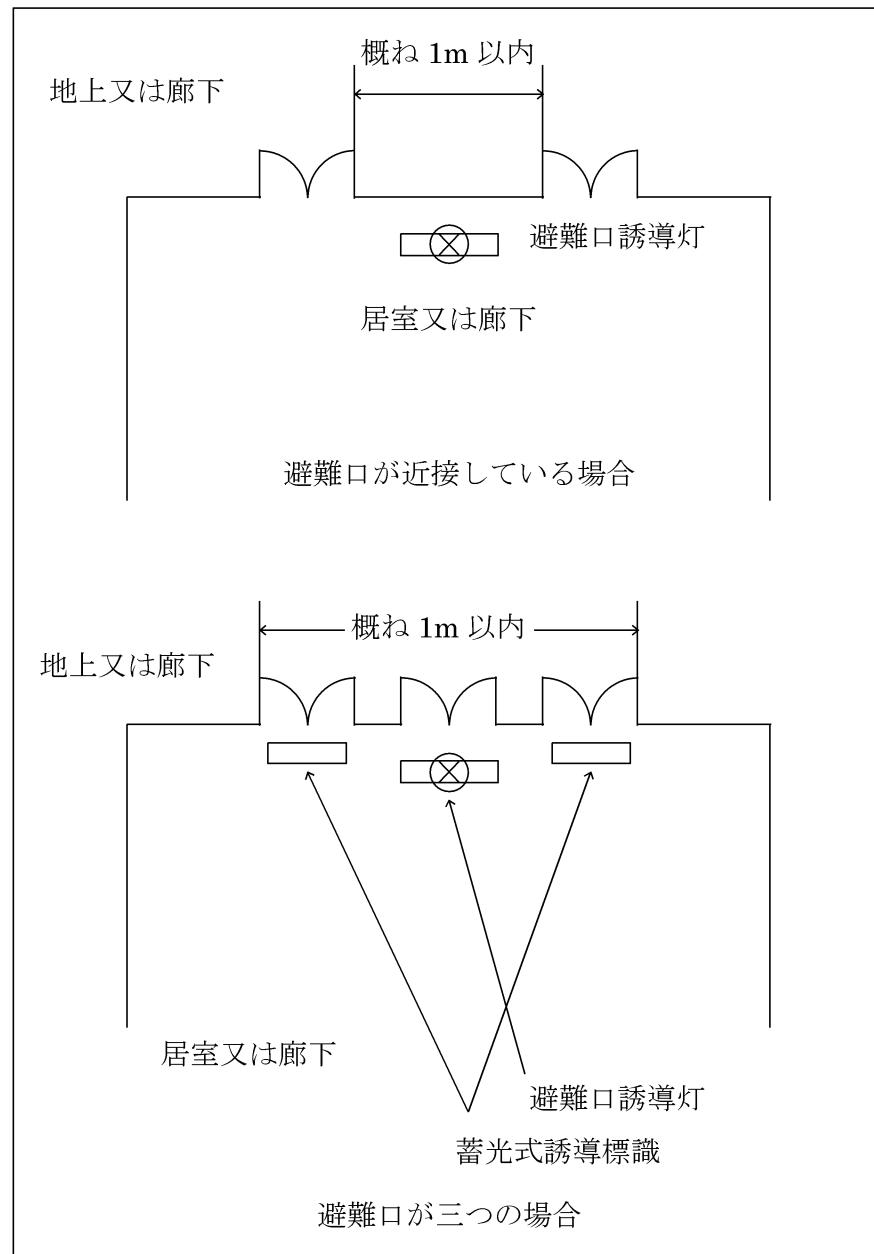
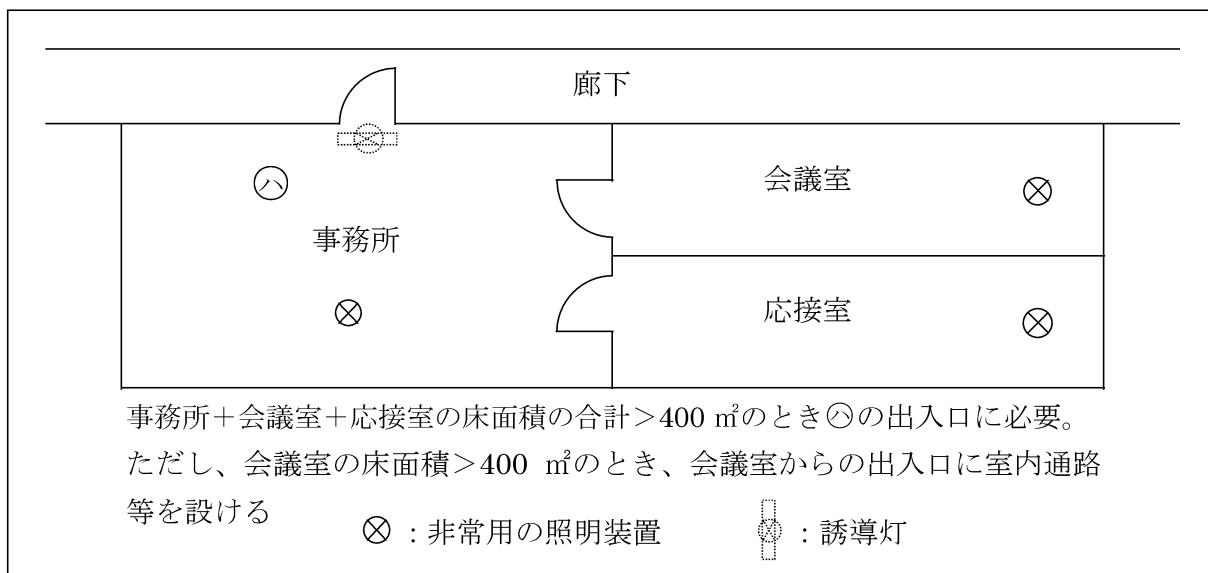


図-19 避難口誘導灯の緩和例

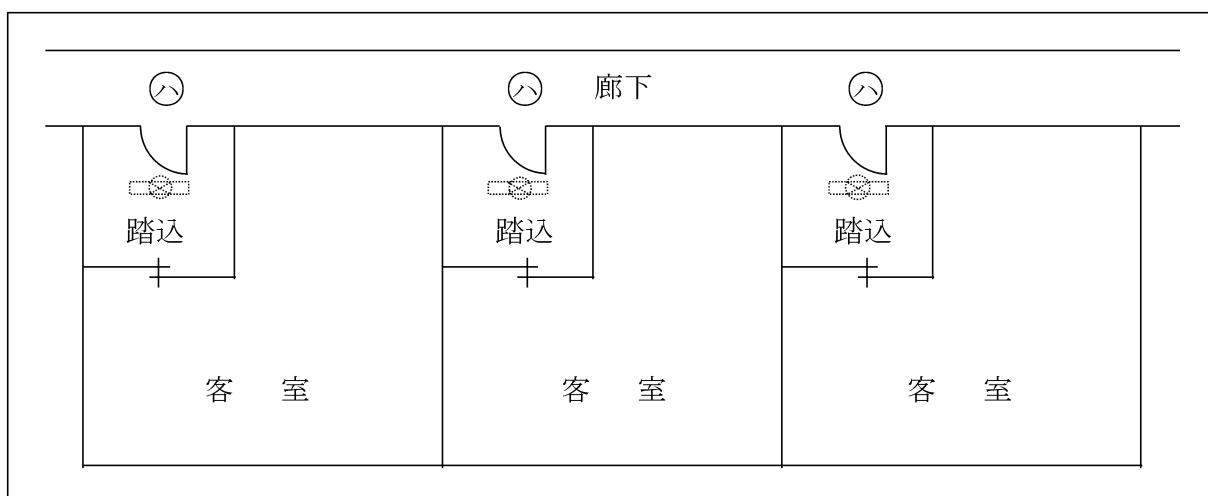
- g 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物のうち屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出口部分（夜間使用する場合を除く。）

h (ア) a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ識別することができるものに限る。ただし、政令別表(5)項イの宿泊室等又は、(1)項から(15)項の用途に供する部分で、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものであり、かつ、非常用照明装置が設けてあるもので 400 m^2 （外光等により避難上有効な照明のとれない地階及び無窓階に該当する場合は 200 m^2 ）以下の場合についてはこの限りでない。）で次に掲げるもの（図－20A, B, C, D参照）

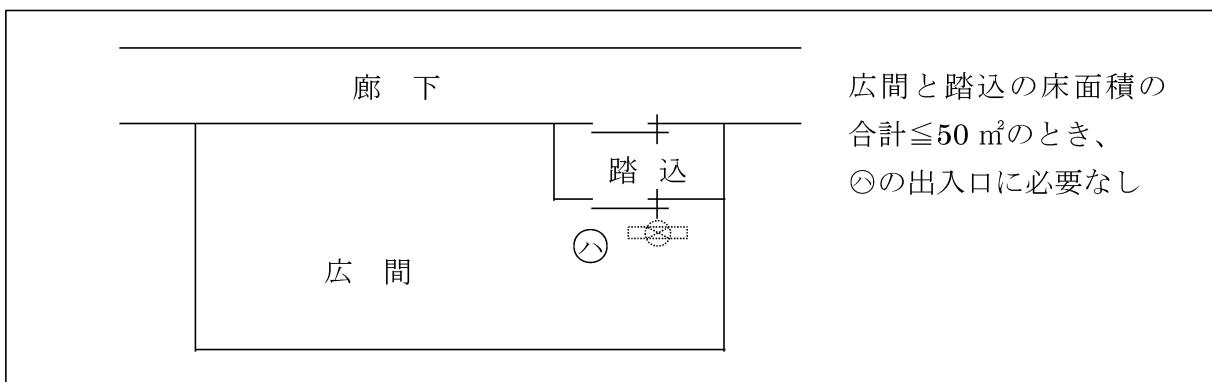
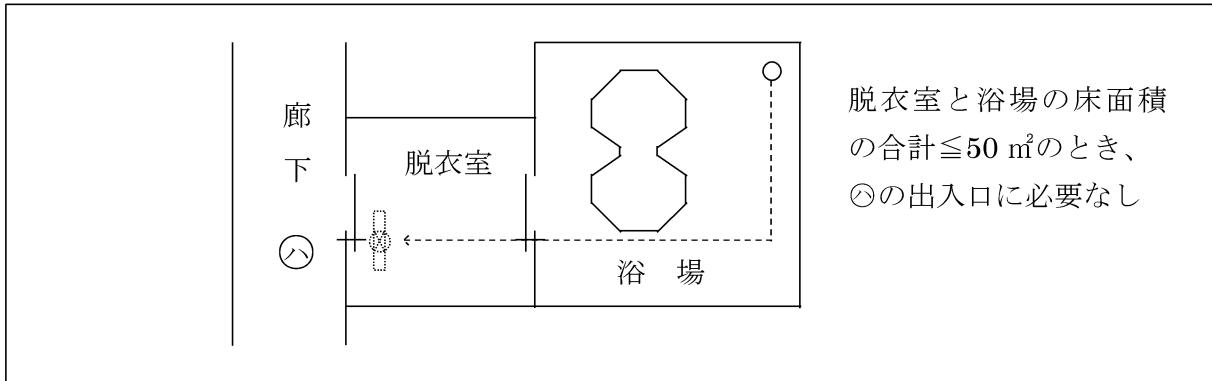
- (a) 政令別表第1(3)項、(4)項、(9)項イ及び(12)項ロ（撮影室、録音室であつて客席が設けられていないものに限る。）の用途に供する部分で、客の出入りする居室の床面積が 200 m^2 以下であるもの（外光により避難上有効な照度のとれない地階及び無窓階に該当しないものに限る。）
- (b) 政令別表第1(6)項から(8)項までの用途に供する部分で、客の出入りする居室の床面積が 400 m^2 （外光により避難上有効な照度のとれない地階及び無窓階に該当する場合は 200 m^2 ）以下であるもの



図－20A 居室から廊下への出入口の例

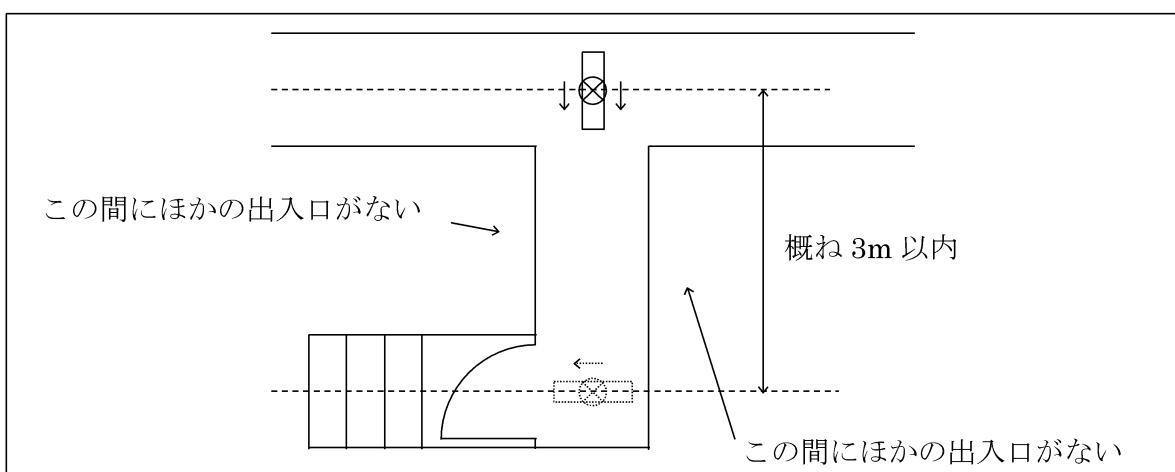


図－20B 旅館等の宿泊室の例



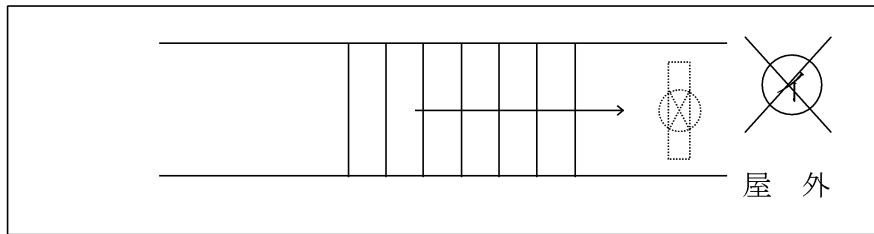
広間と踏込の床面積の合計 $\leq 50\text{ m}^2$ のとき、Ⓐの出入口に必要なし

- i 避難施設に通ずる廊下等の曲折点のうち、曲折点から避難施設までの歩行距離が3m以下で曲折点に避難口誘導灯を設置する場合、曲折点に設ける通路誘導灯及び避難施設の入り口に設ける避難口誘導灯は設置を省略することができる。この場合、次のすべてに適合するものに限る。
(図-21参照)
- (a) 廊下等の曲折点から避難施設までの間に他の居室等への出入口がないこと。
 - (b) 行き止まり廊下であること。
 - (c) 廊下等の曲折点から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別できること。



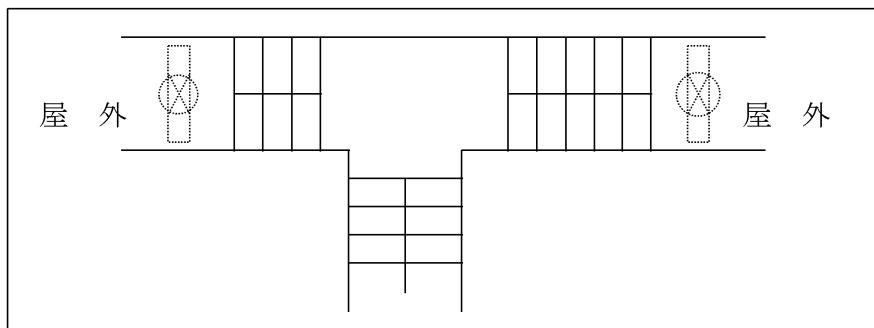
- j (Cに同じ) 地階又は2階以上の階から直接地上に出る階段で、地階

又は2階から地上への出入口までの途中に他の部分への出入口が設けられていない直接地上へ通ずる出入口（イ）。（図－22A）



図－22A

※ 「イの出入口」にシャッター、扉等がある場合は、営業時間中開扉しているなど明らかに屋外であることが判るものについて適用できる。



図－22B

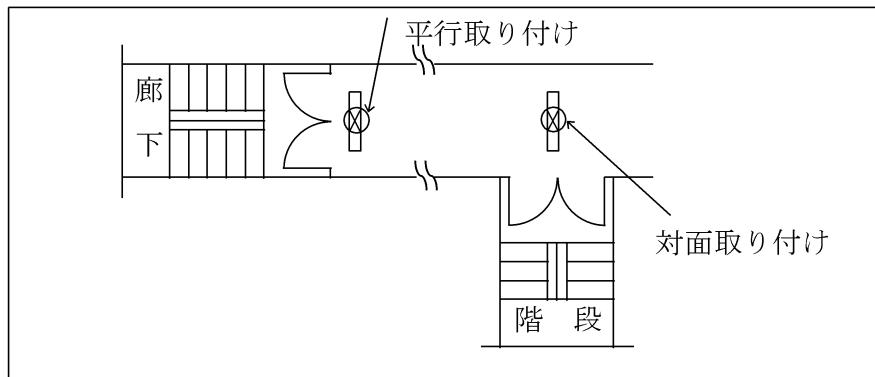
k 平屋建延べ面積 150 m^2 未満の防火対象物（地階、無窓階を除く。）又は、平屋建以外の防火対象物で特定用途部分の床面積の合計が 150 m^2 未満のもの（地階、無窓階、3階以上に特定用途の存するものを除く。）

ただし、2階以上に避難階がある場合は避難階から階数を数えるものとする。）

- 1 附室の出入口の距離が5m以下で、附室の出入口に誘導灯を設けた場合の同附室の屋外及び廊下等への出入口。附室の出入口間の距離が5mを超えるものについては、屋外及び廊下等への出入口の見通し及び歩行を妨げる施設、物品がなく容易に出られるものについて適用できる。
ただし、いずれの場合も出入口間で他の出入口がないこと。

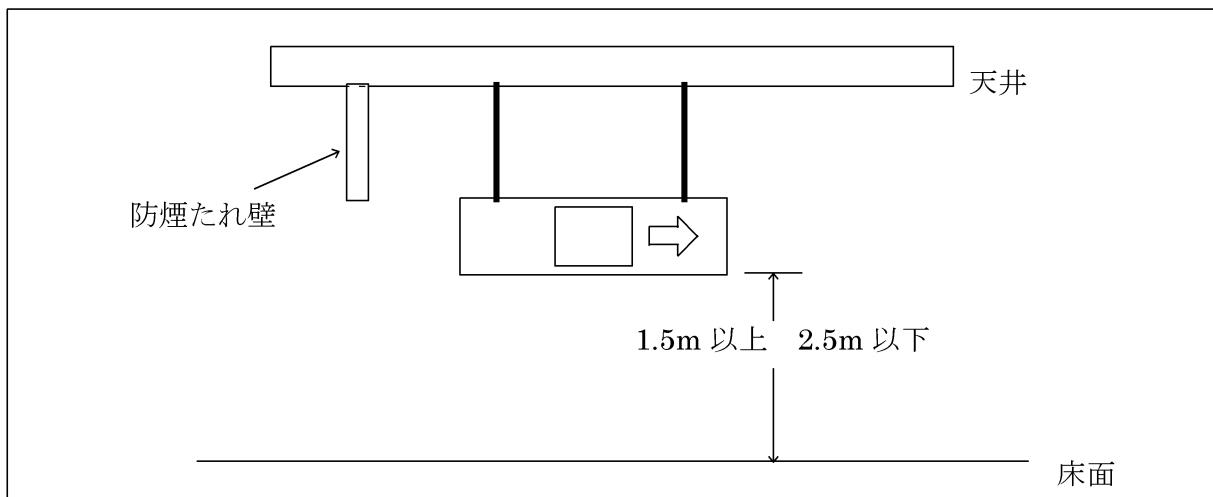
イ 設置要領

- (ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。
 - a 表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること。（図－23参照）
 - b 廊下等から曲折して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置すること。ただし、点滅機能等を設けたものはこの限りではない。◆



図－23 避難口誘導灯の設置例

- (イ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。◆(図－24参照)
 - 直近に防煙たれ壁等ある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること。◆(図－24参照)



図－24 避難口誘導灯の設置高さの例

- (ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (エ) 避難口誘導灯を次のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（表示面の平均輝度（cd/m²）×表示面の面積（m²）が20以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。
- ただし、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあっては、政令第32条を適用してB級又はC級とすることができます。
- 政令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物
 - 政令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000m²以上のもの。

(オ) 4、(1)、(ア)、eに掲げる出入口に設ける誘導灯は政令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。

(カ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。

(キ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止させること。★

(ク) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。◆

(2) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（別記2ガイドライン参照◆）

点滅機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導灯」という。）、音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「誘導音装置付誘導灯」という。）並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。）の設置箇所及び設置要領は、（1）の例によるほか次によること。

ア 設置箇所

(ア) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置が望ましい。◆

a 視力又は聴力の弱い者が出入りする防火対象物で、これらの避難経路となる部分

b 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売り場面積が1,000m²以上の階で売場に面する主要な出入口

c 不特定多数の者が出入りする防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分

(イ) 省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 設置要領

(ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。

なお、自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

(イ) 点滅形誘導灯等は、（1）イによるほか、連動式誘導灯設備の基準（東消基準）によること。

(ウ) 省令第24条第1項第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅及び誘導音を発生させるもの（以下「区分動作方式」という。）であること。◆

(エ) 非常警報装置として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベル調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りではない。◆

(オ) 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備等の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び誘導音が停

止すること。

ただし、次に掲げる場所に設置するものにあっては、この限りではない。

- a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
 - b 開放階段（「屋内避難階段等の部分を定める告示」（昭和48年消防庁告示第10号）に規定する開口部を有する階段。以下同じ。）の階段室及びその附室の出入口
 - c 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口
 - d 最終避難口及びその附室の出入口
- (カ) 前(オ)の場合において、当該階段には、煙感知器を省令第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅等を停止させるものであること。
- a 地上階にあっては、点滅形誘導灯を設置した直下階に、地下階にあっては、地下1階に点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。
なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。
 - b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるよう設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前aにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。
- ※ 自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の動作信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要がある。
- (キ) 前(カ)bにより点滅等を停止させる場合の受信機には、点滅の停止を20分以上有効に動作させるための非常電源を付置すること。◆
- (ク) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。◆(図-25参照)

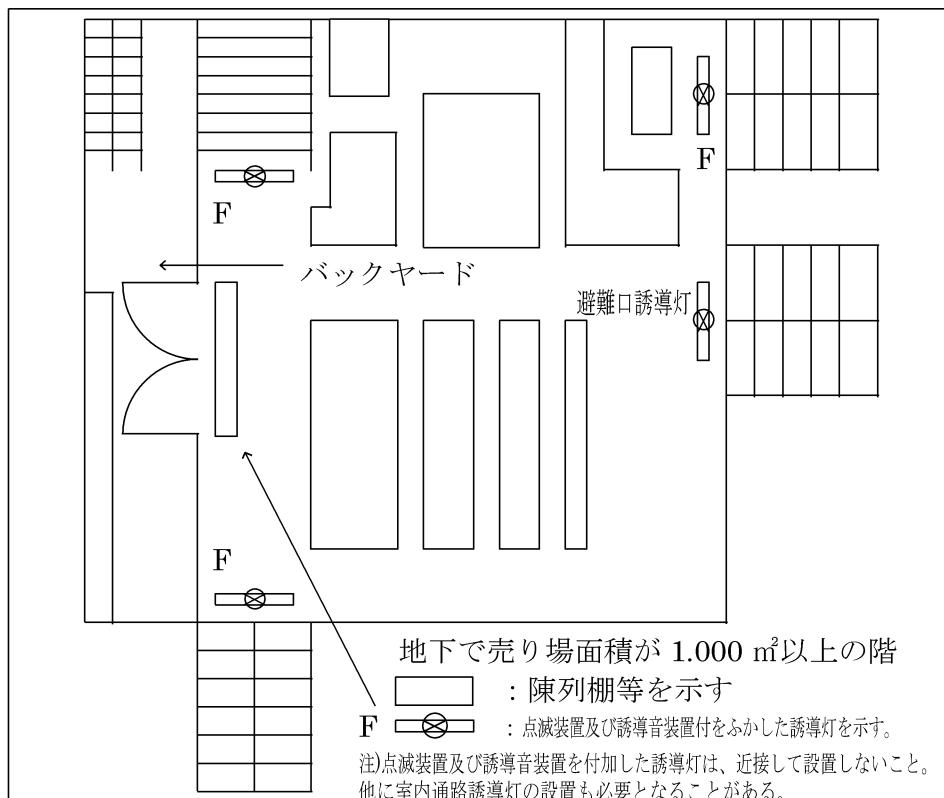


図-25 点滅形誘導灯の設置例

(3) 通路誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる箇所に設けること。

(図－26A, B, C参照)

a 曲がり角

b 省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口に設置される
避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

c a 及びb のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内
の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇
所

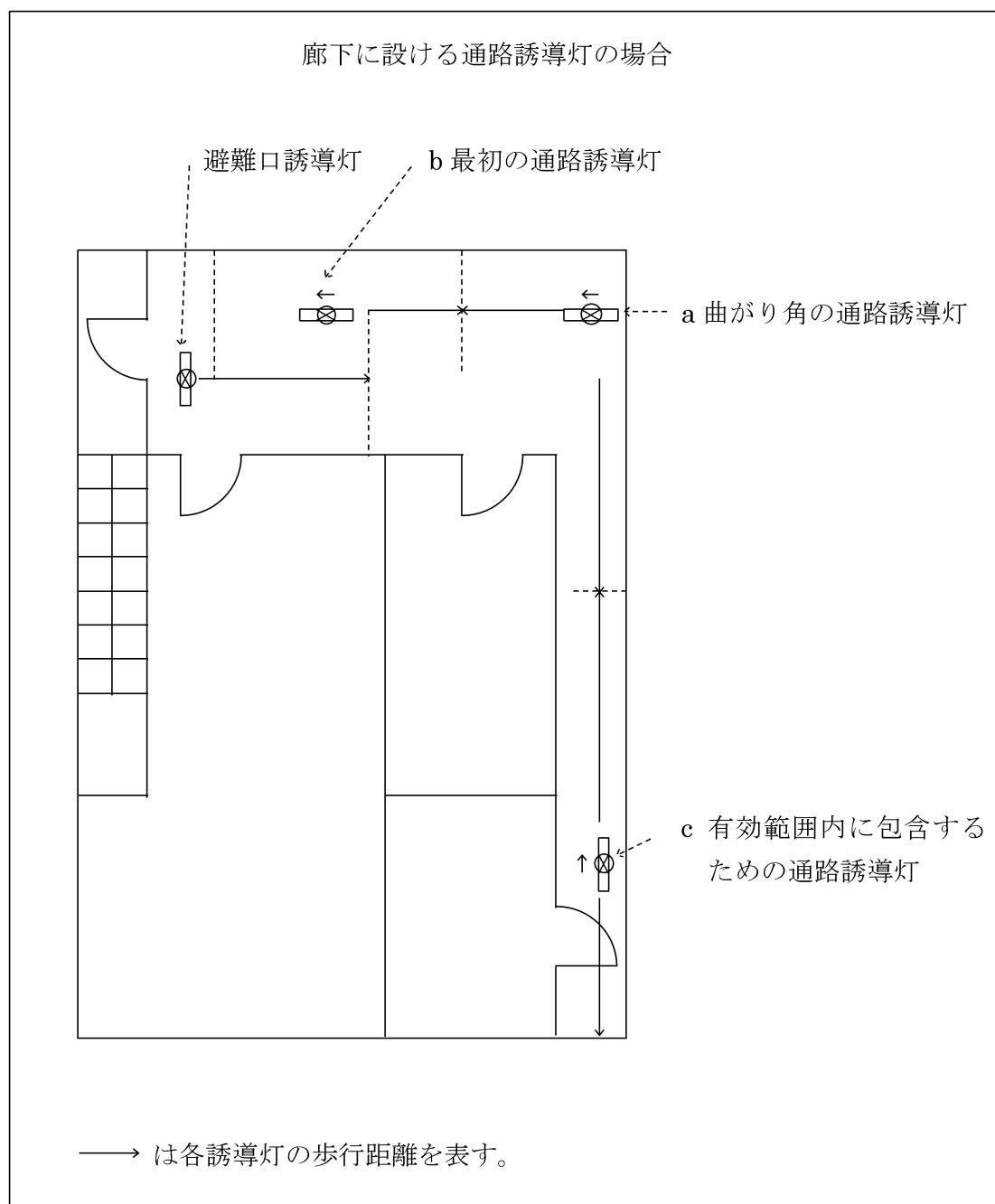
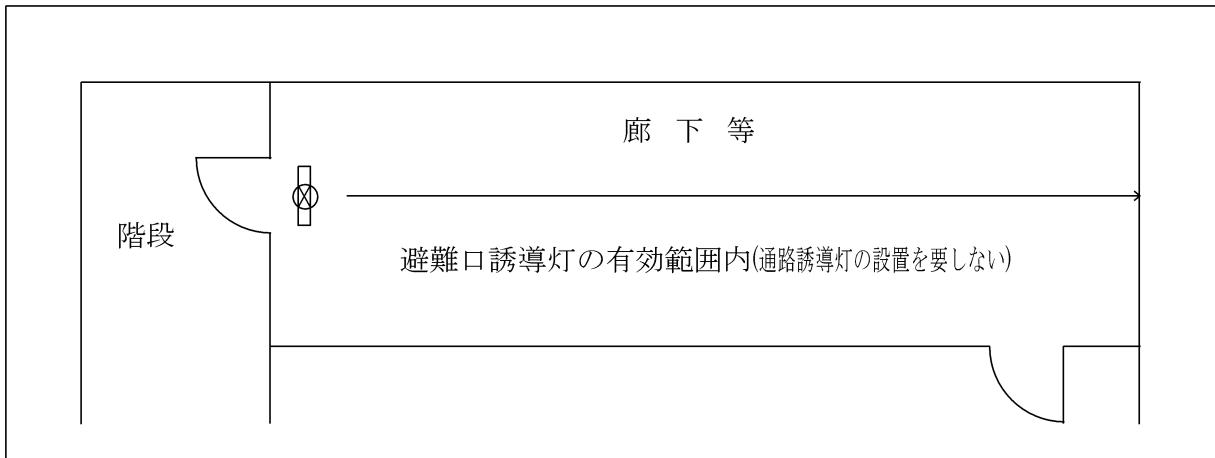
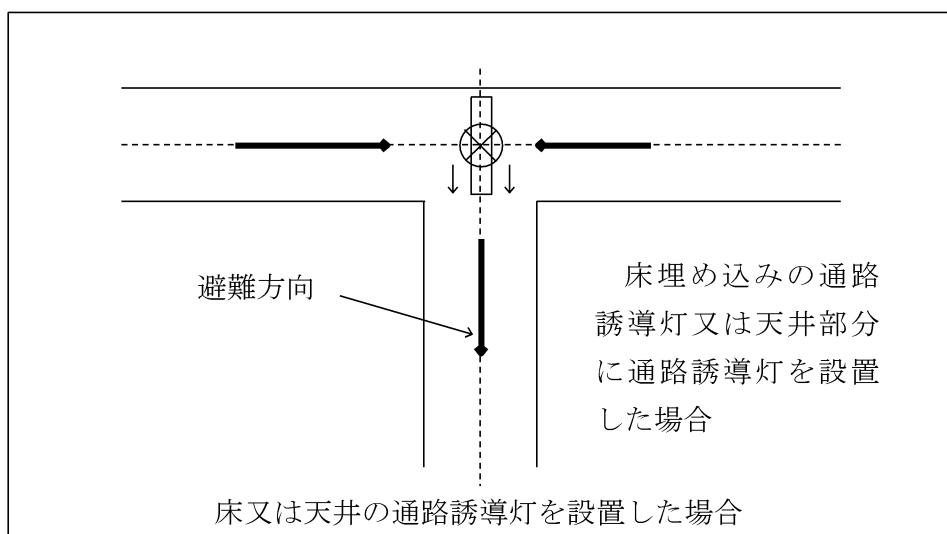


図1－26A 通路誘導灯の設置例

避難口誘導灯の設置により誘導灯の有効範囲として網羅される場合



図－26B 通路誘導灯の設置を要しない場合の例



図－26C 通路誘導灯の設置例

- (イ) 防火対象物の構造を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して通路誘導灯の設置を省略することができる。
 - a 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等（ただし、(1). ア. (イ). a. (a)又は(b)に掲げる防火対象物を除く。）
 - b 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度が得られる廊下等
 - c 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下
 - d 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
 - e 客室誘導灯を設けた居室内
 - f 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
 - g 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

イ 設置要領

- (ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (イ) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を次の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の平均輝度(cd/m²) × 表示面の面積(m²)が 25 以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
- また、当該防火対象物の関係者のみが使用する場合にあっては、政令第 32 条を適用して B 級又は C 級とすることができます。
- a 政令別表第 1(10) 項、(16 の 2) 項又は(16 の 3) 項に掲げる防火対象物
b 政令別表第 1(1) 項から(4) 項まで若しくは(9) 項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち同表(1) 項から(4) 項まで若しくは(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000 m² 以上のもの。
- (ウ) 床面に設ける通路誘導灯は、加重により破壊されない強度を有するものであること。
- (エ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。
- (オ) 誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は 5mm 以下とすること。◆
- (キ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を 2 以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。◆
- (ク) 避難施設への出入口が 2 箇所以上ある場所で、当該出入口から 20m 以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすることができる。◆
- (ケ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。◆

（図-27 参照）

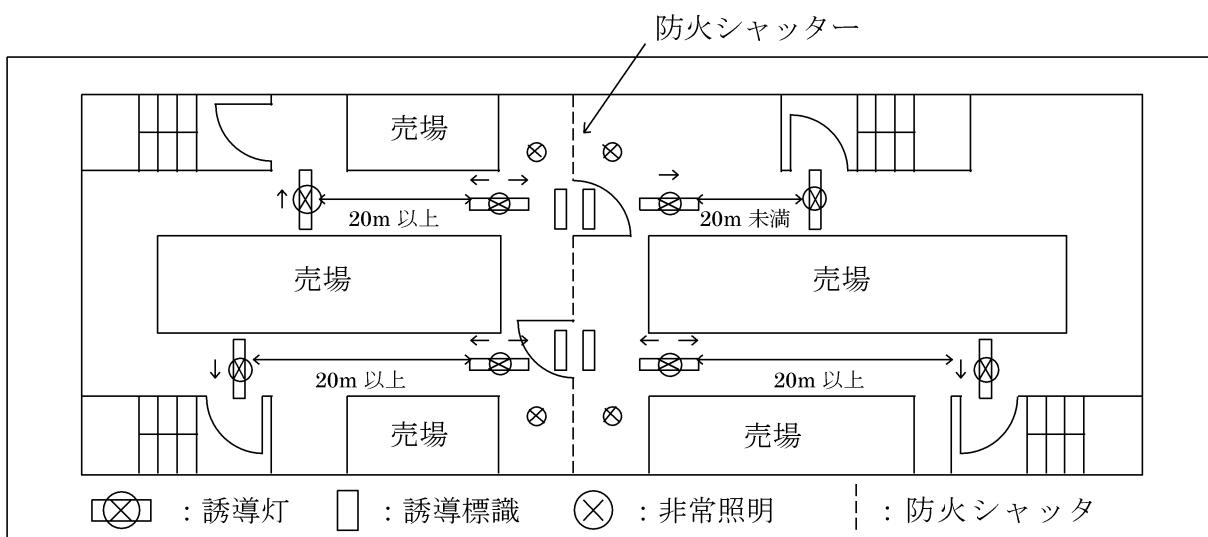


図-27 誘導灯の設置例

(コ) 政令別表第1(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち(9)項イの用途に供される部分で、脱衣室、浴室、マッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一つの居室内通路とみなし、設置すること。◆(図-28参照)

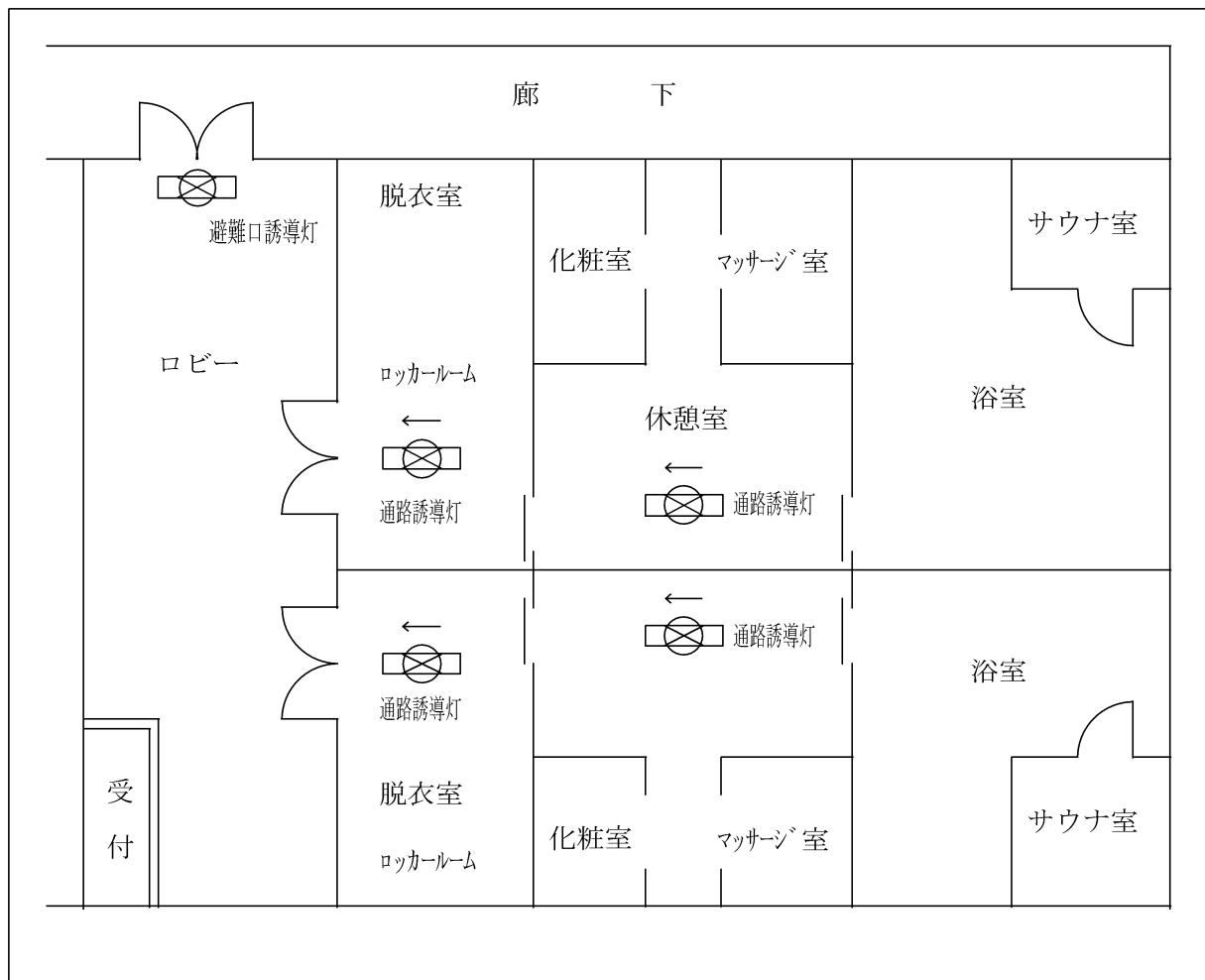


図-28 誘導灯の設置例

- (メ) ランプの交換等による維持管理や目線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが、2.5m以下となるように設置すること。◆
- (シ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所に設けること。◆
- (ス) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置する。◆
- (セ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。◆
- (ソ) 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。◆
- (タ) 扉若しくはロッカーレンジの移動するもの又は扉の開閉によりみえにくくなる箇所には設置しないこと。

(4) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所 (3. (2). ウに定める部分を除く。)

(ア) 設置場所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

(イ) 設置緩和

次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し階段通路誘導灯の設置を要しない。

a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段 (ただし、(1). ア.

(イ). a. (a)又は(b)に掲げる防火対象物を除く。)

b 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段

c 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段

d 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

イ 設置要領

(ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊り場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。

(図-29 参照)

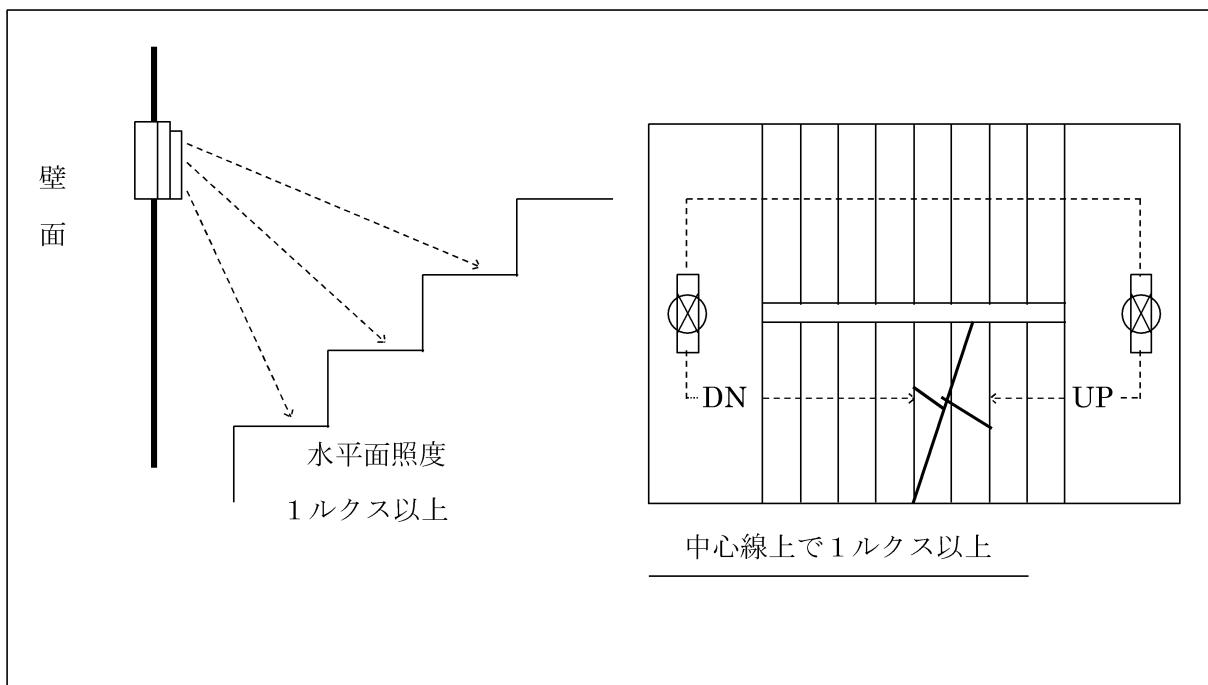


図-29 階段通路誘導灯の設置例

(イ) 地震動に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。◆

(5) 客席誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し客席誘導灯の設置を要しない。

a 外光により避難上有効な照度が得られる客席部分

b 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分

c 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

※ 自動火災報知設備の火災信号により、点灯するものにあっては、6に準じて消灯することができる。

イ 設置要領

(ア) 客席誘導灯の客室における照度は、客室内の通路の床面における水平面で0.2ルクス以上であること。

(イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客室内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること。◆

(図-30参照)

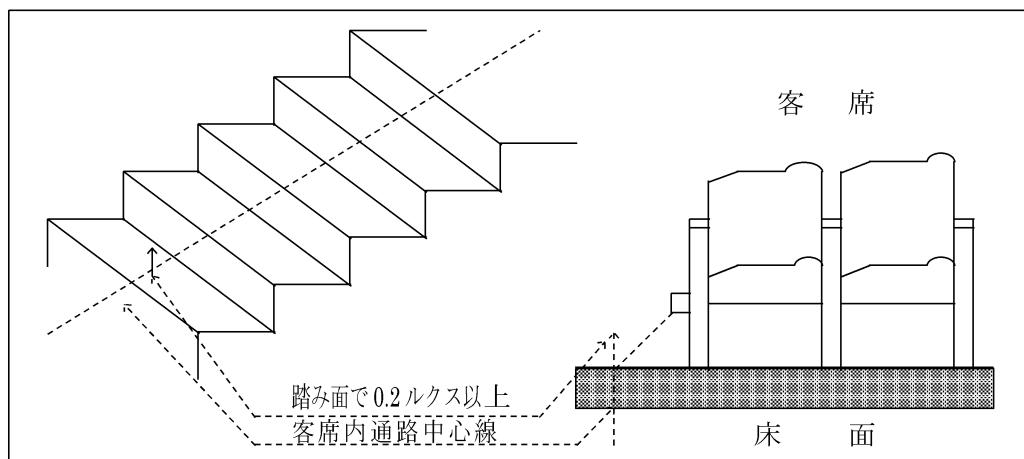


図-30 客席誘導灯の設置例

(ウ) 客席を壁、床等に機械的に収納できるものにあっては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。◆

(エ) 原則として、床面から0.5m以下の高さに設けること。◆

(オ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。◆

(カ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。◆

(6) 表示複合型誘導灯

表示複合形誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1). (3)及び(4)の例によるほか、その標識灯の表示内容は、避難誘導効果を阻害しないものであり、公共的なものであること。また、避難の方向性が相反しないものであること。◆

(7) 灯火を内蔵した標識板（以下「標識灯」という。）と並列設置される誘導灯
標識灯と並列設置される誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1). (3). (4) 及
び(6)の例によるほか次によること。◆

※ 並列設置とは、標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。

ア 標識灯に使用される色は、概ね「緑色」又は「赤色」以外のものであるこ
と。

イ 標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。

ウ 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。

(8) 誘導標識

ア 設置箇所

(ア) 誘導灯の設置を免除した防火対象物又はその部分には、原則として誘
導標識を設ける必要がある。ただし、ケースによって不要とすることが
できる。

(イ) 避難口に設ける誘導標識は、省令第28条3第3項第1項に掲げる避難口の
上部等に設けること。

(ウ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲がり角の
床又は壁に設けること。

(エ) 百貨店等の売り場部分（売場面積が、1,000m²以上の階）にある避難通
路の床面部分に設置すること。◆

(オ) 政令別表第1に掲げる防火対象物（(ア)及び(イ)の部分を除く。）のうち、
不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆

(カ) 階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。◆

イ 設置要領

(ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路
の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲
がり角に設けること。

(イ) 多数の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設ける
こと。

(ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎ
る広告物、掲示物等を設けないこと。

(エ) 誘導標識は努めて蓄光式誘導標識を用いること。◆

(オ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。

※ 扉、床等に塗料を用い、誘導標識の基準に準じ標示したものにあつ
ては、誘導標識として取り扱うことができる。◆

(9) 特殊場所に対する基準の特例

冷凍庫又は冷蔵庫（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分につい
ては、次の基準により政令第32条を適用し、誘導灯の設置を緩和するこ
ができるものであること。

ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫の出入口に設ける避難口誘導灯を
設置しないことができる。

(ア) 冷凍庫内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下
である場合。

(イ) 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けら

れ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に位置又は附属する照明により十分な照度が保持できる場合

- (ウ) 通路部分の曲折点が 1 以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合
イ 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

5 誘導灯の消灯

(1) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。★

ア 無人の防火対象物

(ア) 休日、夜間等定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物（警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。）

(イ) 無人倉庫等

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

外光により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）

部分

ウ 利用実態により特に暗さが必要である場所

(ア) 政令別表第 1(1) 項及び(8) 項に掲げる防火対象物、同表(16) 項に掲げる防火対象物の(1) 項及び(8) 項の用途に供される部分並びにこれらに準ずる部分のうち、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある劇場、映画館、プラネタリウム等の用途に供される場所

(イ) 舞台等の演出効果のため、一時的（数分程度）に消灯する必要がある部分

(ウ) 通常の使用状態において常時暗さが要求される遊園地のアトラクション等の用途に供される場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがあり、かつ、政令別表第 1(2) 項（飲酒を伴うものに限る。）及び(3) 項に掲げる用途に供される部分を除く場所（以下「常時暗さが必要とされる場所」という。）

エ 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(ア) 政令別表第 1(5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ、(10) 項から(15) 項まで及び(16) 項ロに掲げる防火対象物にあっては、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない部分

(イ) 政令別表第 1(1) 項から(4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあっては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分

(ウ) 常時施錠されている電気室、機械室、倉庫等

オ 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニに掲げる場所で通常開放されている部分

(2) 消灯できる期間★

ア (1). アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態に

限るものであること。

イ (1). イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態に限るものであること。

ウ (1). ウに掲げる対象場所の消灯できる期間は、通常の使用状態において、特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が当該部分の使用目的の障害となるおそれがある場合に限るものであること。

(ア) 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。
なお、清掃、点検のために人が存する場合には、消灯はできない。

(イ) 一定時間継続して暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館及び劇場における上演中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(ウ) 一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(3) 消灯及び点灯方法★

ア 無人状態における消灯は、原則として信号装置を用い、手動で一括消灯し、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号（もしくは自動※）により点灯すること。
ただし、自動火災報知設備の設置がなく、かつ、警備員、宿直等がない防火対象物では、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器の操作と連動して点灯すること。

イ 有効外光状態における消灯は、原則として信号装置を用い、光電式自動点滅器による自動点滅とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。

ウ 消灯は前(2). ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯及び点灯する点滅器、開閉器等は、消灯対象場所を見とおせる場所又はその付近に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動して誘導灯が自動的に消灯するものにあっては、この限りでない。
点灯は、次の各号のいずれかに適合すること。

(ア) 自動火災報知設備の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(イ) 消灯対象場所に使用されている一般照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(ウ) (1). ウ. (イ)に掲げる一時消灯については、自動復帰形点滅器を用い手動動作により行うことができる。

エ (1). エに掲げる防火対象物又はその部分の消灯は、原則として信号装置を用い、手動で消灯し、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。

オ (1). オに掲げる部分の消灯は、防火戸等の開閉に連動する自動点滅器を用い、当該防火戸等の開放時の消灯できるものであること。

カ 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物において、消灯する場合は、平成9年3月14日付の事務連絡によること。

キ 階段又は傾斜路の誘導灯については自動点滅器又は手動点滅器等により消灯及び点灯できること。

(4) 接続方法

接続方法等は、連動式誘導灯設備の基準（東消基準）によること。

(5) 消灯時の留意事項

(3). ウの期間において、消灯を行う場合には、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により、在館者に説明すること。◆

6 電源及び配線

- (1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに入ること。
- (2) 電源の開閉器には、誘導灯用のものである旨を表示すること。
- (3) 誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、非常電源の例によること。
- (4) 非常電源は、蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。ただし、次に掲げる防火対象物で、省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設ける誘導灯にあっては、60分間（20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては、自家発電設備によるものを含む。）以上とすること。

なお、配線や自家発電設備等の基準については、省令第12条第1項第4号イ. (イ)から(ニ)まで及び(ハ). ロ. (ロ)から(ニ)まで、ハ. (イ)から(ハ)まで並びにニの規定の例により設けること。（図-3-1参照）

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

- (ア) 延べ面積 50,000 m²以上
- (イ) 地階を除く階数が15以上あり、かつ、延べ面積 30,000 m²以上
- イ 政令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積 1,000 m²以上であること。

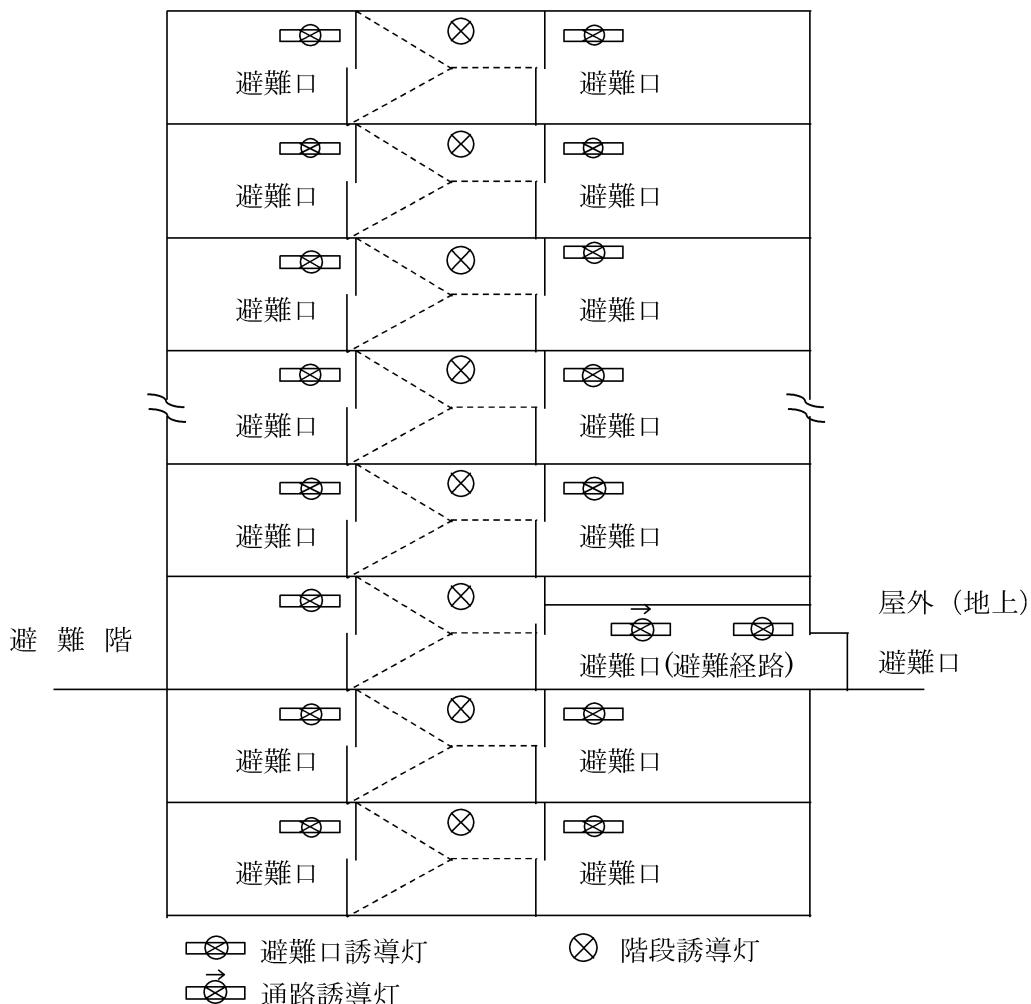


図-3-1 非常電源が60分以上とする誘導灯の設置例

- (5) 誘導灯の常用電源には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
 (図-32参照)

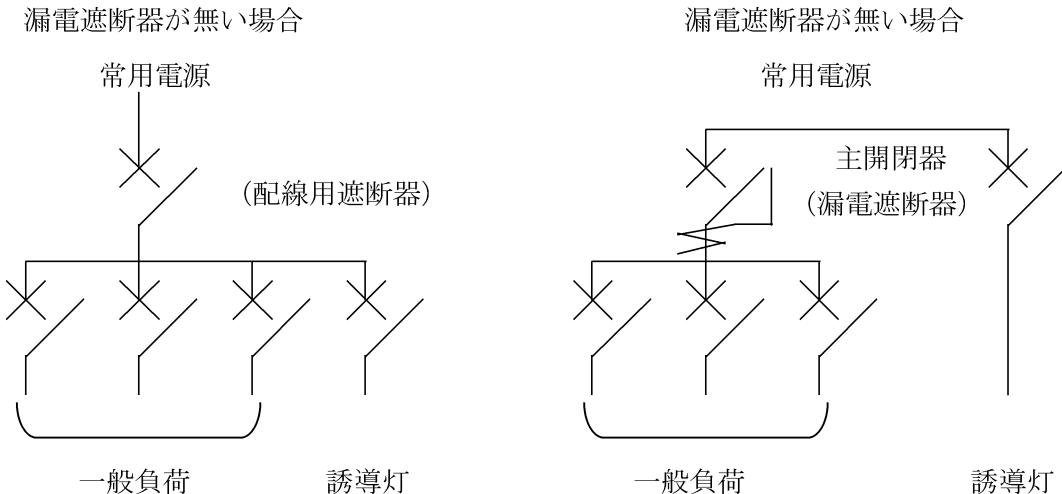


図-32 常用電源の分岐方法

- (6) 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、(4)のただし書きに定める誘導灯及び地階の通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。◆
- (7) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあっては、これによらないことができる。◆
- (8) 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される誘導灯には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあっては、この限りではない。
- ア 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。
- イ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合しているものであること。

別記1（第1、2関係）

蓄光式誘導標識の基準

蓄光式誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

- 1 堅固で耐久性を有すること。
- 2 難燃性を有すること。
- 3 高圧水銀ランプ（300W）を用いて30cmの距離から3時間照射したのち取り出し、室内に1時間放置後において著しい変化がないこと。
- 4 25±5°Cの水中に24時間浸したのち取り出し、1時間放置後において表示面に著しい変化がないこと。
- 5 表示面を上向きにして鋼製の台の上に固定し、300gのおもり（JIS B 1501 玉軸受用鋼球に規定する径24.5mmの鋼球）を50cmの高さから5回落とした場合において、表示面に割れ、はがれがないこと。
- 6 表示の文字及びシンボルは容易に識別でき、必要なもの以外の表示がされていないこと。
- 7 蓄光特性は、次に適合するものであること。
 - (1) 標準光源C 200ルクスの照度の光を4分間照射した場合、1分後において $150\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上、5分後において $200\text{mcd}/\text{m}^2$ 、20分後において $3\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の輝度を有すること。
 - (2) 経年変化の少ないものであること。
- 8 床設置形誘導標識には、前記によるほか、耐水性、耐薬品性及び耐摩耗性を有していること。

策定 平成28年9月6日
改定 令和7年1月30日

光警報装置の設置に係るガイドライン

第一 趣旨

自動火災報知設備については、防火対象物の利用者に火災の発生を伝えるための手段として、音による警報は規定されているが、音以外による警報は統一的な基準がない。

本ガイドラインは、音以外による警報の一つである光により火災の発生を伝える警報装置（以下「光警報装置」という。）について、その設置が望ましい防火対象物及び設置場所並びに光警報装置の構造・機能に関する基準をとりまとめたものであり、光警報装置を設置する際の指標として取り扱われることを目的としたものである。

また、本ガイドラインを活用することにより、光警報装置の設置を促進し、機器の性能向上や施工方法の改良が行われる等、新たな知見が得られた場合には、その都度必要に応じ本ガイドラインの見直しを行うこととする。

第二 設置対象物

光警報装置は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置することが望ましい。

- 1 令別表第一（10）項に掲げる防火対象物のうち大規模な空港、駅その他これらに類する防火対象物
- 2 令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち主に聴覚障がい者が利用する防火対象物
- 3 その他光警報装置により積極的に火災を報知する必要性が高いと認められる部分

第三 設置場所

第二に掲げる防火対象物又はその部分のうち、聴覚障がい者に対し火災の発生を知らせることが困難な部分には、原則として光警報装置を設置することが望ましい。具体的には、聴覚障がい者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される部分や従業員等による避難誘導等が期待できない部分に設置することが考えられる。

なお、次の防火対象物の部分については、原則として光警報装置の設置を要しないものであること。

- 1 基本的に聴覚障がい者が長時間滞在することが想定されない部分（具体例：電気室、階段室内、駐車場等）
- 2 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（以下「関係者等」という。）の使用に供される部分（具体例：事務室等）
- 3 関係者等をはじめ周囲の者が聴覚障がい者の存在を理解し、火災の発生を知らせができる状況にある部分
- 4 光警報装置以外の手段（枕等を振動させるシェーカー、文字表示装置、火災が発生した旨の情報が受信できる携帯電話等）により聴覚障がい者に対して適切に警報を伝達することが

できる部分

- 5 光警報装置の機能に支障を及ぼすおそれのある部分（具体例：浴場等の湯気、水滴及び結露等が発生する場所、著しく高温となる場所等）

第四 設置方法（設置高さ及び間隔）

光警報装置を設置する場合は、第五の3（5）に規定する有効範囲で包含し、光警報装置の点滅が容易に確認できるよう設置することが望ましい。ただし、次に掲げる場所にあっては、それぞれ次に定める方法とすることができる。

なお、天井高さが10メートルを超える部分に光警報装置を設置する場合は、光警報装置の下端が床面の上方10メートル以内の位置に光警報装置の点滅が容易に確認できるよう設置することが望ましい。

1 幅員が6メートル以下の廊下、通路等

廊下、通路等の端部及び曲り角から5メートル以内並びに歩行距離30メートル以内に光警報装置の点滅が容易に確認できるように設置すること。

2 床面の短辺距離が30メートルを超える居室等（任意の位置から光警報装置の点滅が容易に確認できる場合に限る。）

壁面等に水平距離30メートル以内の間隔で設置すること。

第五 光警報装置の構造及び性能

1 用語の意義

第五において、用語の意義は、次に定めるところによる。

（1）光警報装置 自動火災報知設備の受信機の地区音響鳴動装置（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第6条の4に規定する装置をいう。以下同じ。）から発せられた信号を受信して、光により火災の発生を報知するものをいう。

（2）光警報制御装置 地区音響鳴動装置から、音響や光による警報を発するための信号を受信し、光警報装置にこれらを発信するものをいう。

2 構造及び機能

光警報装置及び光警報制御装置の構造及び機能は、次に定めるところによる。

（1）確実に作動すること。

（2）耐久性を有すること。

（3）ほこり又は湿気により機能に異常が生じないこと。

（4）腐食により機能に異常が生じるおそれがある部分には、防食のための措置が講じられてること。

（5）主要部の外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものとすること。

（6）配線は、十分な電流容量を有し、かつ、的確に接続されていること。

（7）無極性のものを除き、誤接続のおそれのあるものにあっては、誤接続を防止するための適当な措置が講じられていること。

（8）部品は、機能に異常が生じないように取り付けられていること。

（9）充電部は、外部から容易に人が触れることができないように、十分に保護されていること。

と。

- (10) 定格電圧が 60 ボルトを超える光警報装置の金属製外箱には、接地端子を設けること。
- (11) 受信機との間の信号又は光警報制御装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する光警報装置にあっては、次に定めるところによること。
 - ア 無線設備は、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 17 に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。
 - イ 電源に電池を用いる場合にあっては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が光警報装置を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を自動的に発信すること。
- (12) 点滅周波数は、0.5 Hz 以上、2 Hz 以下であること。
- (13) 同一空間内にある光警報装置にあっては、点滅の周期を同期させること。
- (14) 同期機能を有するものにあっては、光警報装置間の同期の遅延時間は 0.05 秒以内にすること。

3 光警報装置の機能は、2 によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 発光は、立ち上がりエッジから立ち下りエッジの時間が 0.2 秒を超えないパルス波とすること。
- (2) 発光が複数のパルス波群で構成され、当該パルス波群を構成する 1 のパルス波の立ち下りエッジから次のパルス波の立ち上がりエッジまでの時間が 0.04 秒より短い時は、当該パルス波群は一つのパルス波とみなす。
- (3) 最大光度は、500 cd 以下であること。
- (4) 白色光であること。
- (5) 光警報装置の光特性については次に定めるところによる。

光警報装置から発する光の方向に垂直な面で $0.41 \text{ m}^2/\text{m}^2$ 以上の照度（法線照度）を対象範囲に照射すること。有効範囲は以下のアからウの分類により設定すること。

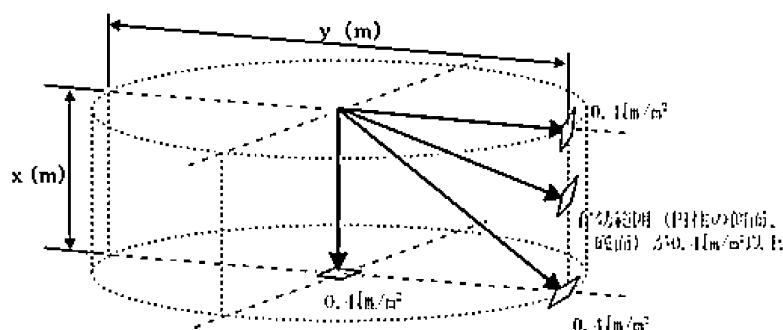
有効範囲の距離 d と $0.41 \text{ m}^2/\text{m}^2$ を確保するための光度の関係は、光度 = $0.4 \times d^2$

ア 天井設置用機器

有効範囲を $C-x-y$ として規定し、ここで

x は 2.5 メートルから 10 メートルの間で機器を設置できる高さを示す。

y は機器を天井高さに設置した時の対象円柱範囲の直径をメートルで示す。

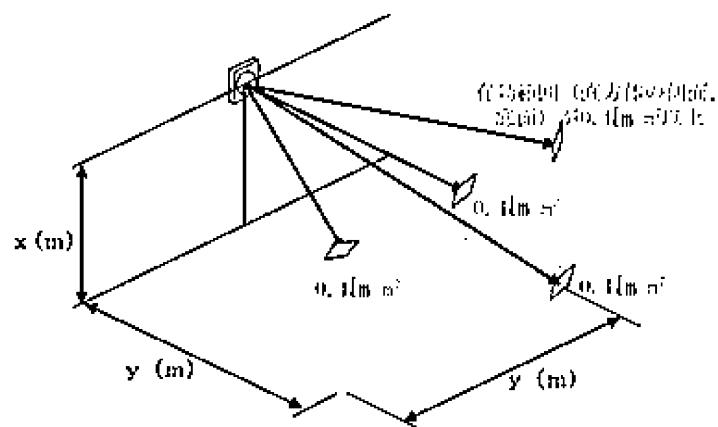


イ 壁設置用機器

有効範囲を $W-x-y$ と規定し、ここで

x は機器の壁面最大高さを示し、最小値を 2.4 メートルとする。

y は機器の対象とする四角の一辺の幅をメートルで示す。



ウ 上記ア、イ以外の有効範囲指定の機器

有効範囲を (用途) -x-y-z-... と規定し x 、 y 、 z ... の内容を規定する。

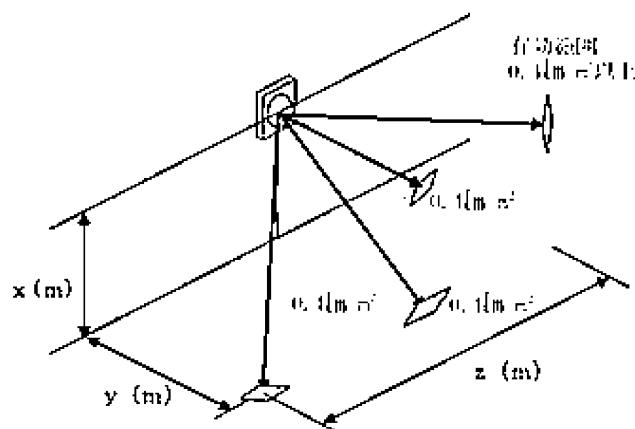
別途指定の例

(廊下用壁設置型) -x-y-z

x は機器の壁面へ設置できる最大高さをメートルで示す。

y は機器の対象とする四角の正面方向の幅をメートルで示す。

z は機器の対象とする四角の横幅方向の幅をメートルで示す。



第六 光警報装置の標識

防火対象物の利用者に光警報装置が設置されていることを周知するため、出入口等に JIS Z8210 に規定する光警報装置の案内図記号（以下「光警報装置ピクトグラム」という。図1参照）を設置することが望ましい。なお、光警報装置ピクトグラムの設置にあっては、次の事項に留意すること。

- (1) 光警報装置ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とすること。
- (2) 建物の出入口や設置室の扉など、利用者に周知しやすい場所に設置すること。
- (3) 床面からの高さは見やすい位置とすること。
- (4) 光警報装置ピクトグラムに加えて、設置例（図2、3参照）を参考に、日本語及び英語の説明文を併記すること。
- (5) 緊急地震速報を受信した際に、光警報装置が点滅するように設置している場合には、その旨を併記すること。なお、緊急地震速報利用者協議会のホームページにある諸手続により「緊急地震速報ピクトグラム」を利用することも可能である。

【記載例】

- ・この場所には、光の点滅で火災を警報する光警報装置が設置されています。
- ・Fire alarm system with flashing light is installed in this building

- ・火災の発生の際に光が点滅します。
- ・Light flashes in case of fire

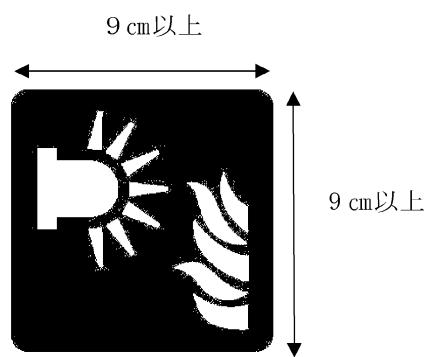


図1

【設置例】

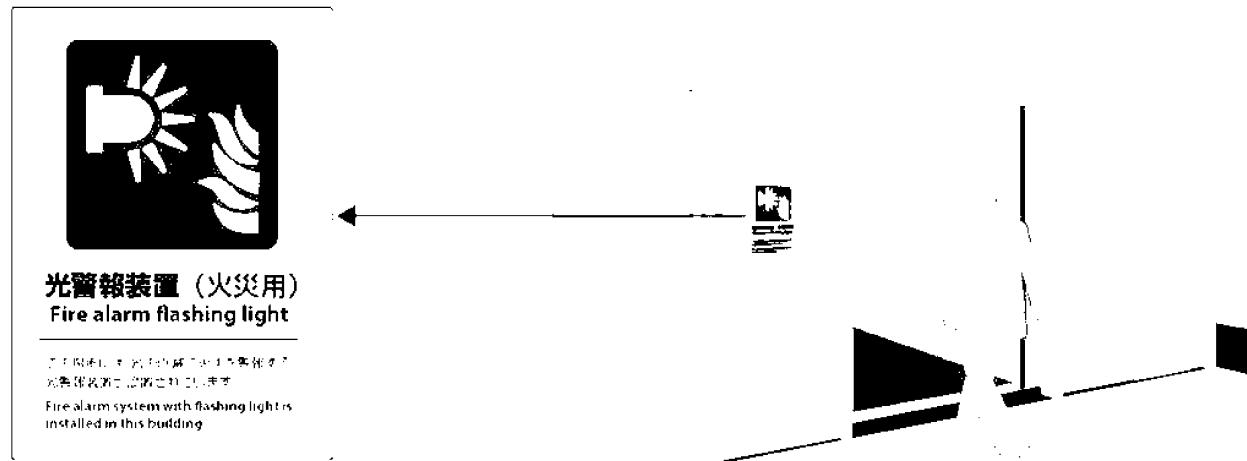


図2 光警報装置を備えた施設を示す例（建物の入り口など）

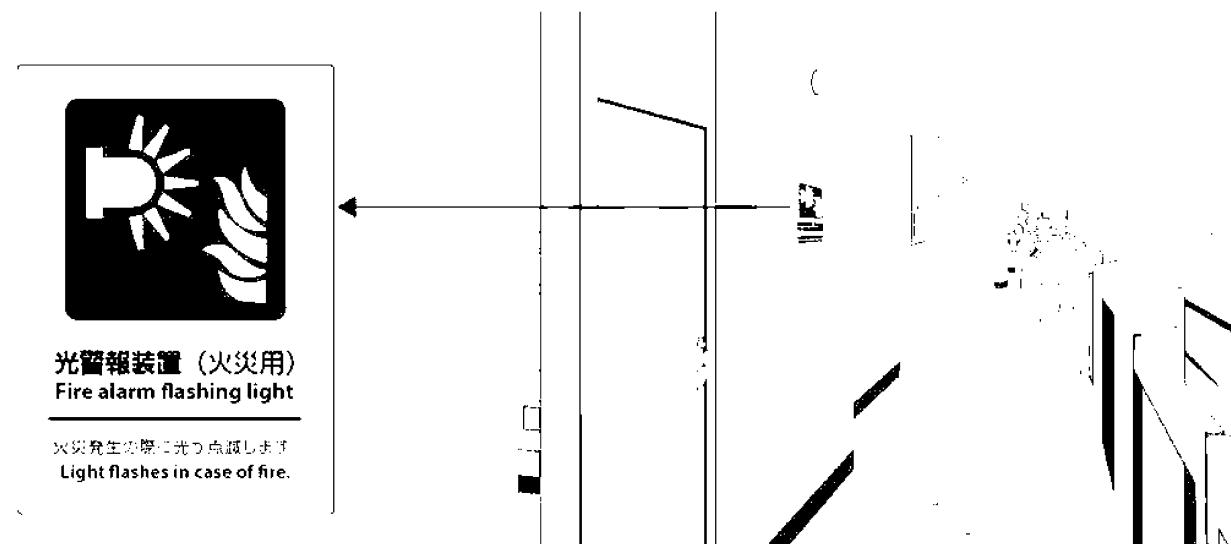


図3 光警報装置 자체を示す例（設置場所付近）

出典：JIS Z8210「案内図記号」附属書 JF（参考）日本規格協会